



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 2
- 地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則（人事課） 4
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 4
- 沖縄県出先機関の長に対する事務の委託及び決裁に関する規則の一部を改正する規則（行政管理課） 18
- 沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 21
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 22
- 沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課） 25

告 示

- かいの指定（財政課） 26
- かいの指定の解除（財政課） 26
- 生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示（福祉政策課） 26
- 沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示（消費・くらし安全課） 26
- はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示（衛生薬務課） 26

訓 令

- 文書管理規程の一部を改正する訓令（総務私学課） 27
- 沖縄県職員ハラスメント防止規程（人事課） 29
- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課） 31
- 会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 32
- 庶務事務取扱規程を廃止する訓令（行政管理課） 35
- 沖縄県職員の被服等貸与規程等の一部を改正する訓令（行政管理課） 35
- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 36
- 沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 43
- 沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 43
- 特命推進課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） 50
- 沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 51
- 感染症総務課設置規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 51
- ワクチン・検査推進課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） 52
- 感染症医療確保課設置規程を廃止する訓令（行政管理課） 52
- 沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令（職員厚生課） 52
- 沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令（管財課） 53
- 沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令（管財課） 54
- 県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 54
- 沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 54
- 沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課） 55

- 沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令（県土・跡地利用対策課）……………55
- 沖縄県湧水対策本部設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課）……………56
- 沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令（消費・くらし安全課）……………57
- 沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令（女性力・平和推進課）……………58
- 沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令（健康長寿課）……………58
- 沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令（衛生薬務課）……………59
- 沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令（会計課）……………59
- 新型インフルエンザ等対策本部事項**
- 沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令……………60

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第27号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	沖縄県国民保護協議会	委 員	日額	9,300	を
		専 門 委 員	日額	9,300	
		幹 事	日額	9,300	

沖縄県国民保護協議会	委 員	日額	9,300	に、
	専 門 委 員	日額	9,300	
	幹 事	日額	9,300	
平和の礎 ^{いしじ} 指定管理者制度運用委員会委員		日額	9,300	を
沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員		日額	9,300	

沖縄県医療扶助審議会委員	日額	9,300	を	
沖縄県介護保険審査会	委 員	日額		9,300
	専 門 調 査 員	日額		9,300
沖縄県青少年保護育成審議会委員	日額	9,300		に、
沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会委員	日額	9,300		
沖縄県子ども・子育て会議委員	日額	9,300		

沖縄県医療扶助審議会委員	日額	9,300	に、
--------------	----	-------	----

「 沖縄県犯罪被害者等支援審議会委員 日額 9,300 」		を に、	
「 沖縄県犯罪被害者等支援審議会委員 日額 9,300 沖縄県青少年保護育成審議会委員 日額 9,300 沖縄県立石嶺児童園指定管理者制度運用委員会委員 日額 9,300 沖縄県こども・子育て会議委員 日額 9,300 」			
「 沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会委員 日額 9,300 平和の ^{いしじ} 礎 指定管理者制度運用委員会委員 日額 9,300 沖縄県差別のない社会づくり審議会委員 日額 9,300 沖縄県平和祈念資料館運営協議会委員 日額 9,300 」			を
「 沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会委員 日額 9,300 沖縄県差別のない社会づくり審議会委員 日額 9,300 」			に、
「 沖縄県国民健康保険運営協議会委員 日額 9,300 」		を	
「 沖縄県国民健康保険運営協議会委員 日額 9,300 沖縄県介護保険審査会 委 員 日額 9,300 専 門 調 査 員 日額 9,300 」		に改める。	
別表第2中「7,320円」を「7,760円」に、「7,370円」を「7,810円」に、			
「 虐待専門カウンセラー 日額 22,600 沖縄県児童福祉施設等嘱託医 日額 20,900 沖縄県女性相談所嘱託医 日額 20,900 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医 日額20,900。ただし、巡回相談及び在宅重度障害者訪問診察業務に従事する場合は、22,600 」		を	
「 沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医 日額20,900。ただし、巡回相談及び在宅重度障害者訪問診察業務に従事する場合は、22,600 虐待専門カウンセラー 日額 22,600 」		に	

沖縄県児童福祉施設等嘱託医	日額 20,900
沖縄県女性相談支援センター嘱託医	日額 20,900

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第28号

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項に規定する知事が定める職を指定する規則（平成18年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1号ウ中「、企画調整監」を削り、「班長」の次に「、支援主幹」を加え、同号エ中「班長」の次に「、支援主幹」を加え、第2号ウ中「室長」の次に「、病院管理監」を加え、同号に次のように加える。

オ 病院総務事務センターの所長及び副所長の職

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第29号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の7」を「第13条の8」に、

「第4款 子ども生活福祉部（第43条—第48条の3）」を

「第4款 生活福祉部（第43条—第48条の2）」に、

第4款の2 こども未来部（第48条の3—第48条の7）」

「第4款の2 保健医療部」を「第4款の3 保健医療介護部」に、「第53条」を「第53条の3」に、

「第1款 消防学校（第111条—第113条）」を

「第1款 消防学校（第111条—第113条）」に、

第2款 平和祈念資料館（第113条の2・第113条の3）」

「第5節 子ども生活福祉部関係出先機関」を「第5節 生活福祉部関係出先機関」に、

「第2款 女性相談所（第136条・第137条）」

第3款 若夏学院（児童自立支援施設）（第138条—第140条）を「第2款から第4款まで 削除」に、

第4款 児童相談所（第141条—第143条）」

「第9款 平和祈念資料館（第152条・第153条）」を「第9款 削除」に、

「第5節の2 保健医療部関係出先機関

第1款 削除

第2款 衛生環境研究所（第156条・第157条）」を

第3款 保健所（第158条・第159条）」

第4款 総合精神保健福祉センター（第160条・第161条）」

第5款 食肉衛生検査所（第162条—第171条）」

「第5節の2 こども未来部関係出先機関

第1款 若夏学院（児童自立支援施設）（第153条の2・第153条の3）」

第2款 児童相談所（第153条の4—第153条の6）

第3款 女性相談支援センター（第153条の7・第153条の8）

第5節の3 保健医療介護部関係出先機関

に改める。

第1款 削除

第2款 衛生環境研究所（第156条・第157条）

第3款 保健所（第158条・第159条）

第4款 総合精神保健福祉センター（第160条・第161条）

第5款 食肉衛生検査所（第162条—第171条）

第12条第5号中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同条中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第6号中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) こども未来部

第13条第1項に次の3号を加える。

(3) 平和に関する事項

(4) 地域外交に関する事項

(5) 知事から特に命ぜられた重要な事項

第13条第3項第2号中「総合開発及び」を「離島振興その他の」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 情報化に関する事項

第13条第5項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、第3号を削り、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項第1号中「、貿易及び鉱工業」を「及び工業」に改め、同項第2号中「労働」を「雇用及び労働」に改め、同条を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 産業振興に関する事項

(3) エネルギー供給に関する事項

第13条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同項第1号中「地域医療」の次に「及び介護」を加え、同条を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 こども未来部においては、次に掲げる事務を分掌する。

(1) こども及び若者の福祉に関する事項

(2) 女性の福祉及び男女共同参画に関する事項

(3) 人権に関する事項

第13条の2の表中「班等名」を「班名」に改め、同表防災危機管理課の項中「防災危機管理班」を「防災班 危機管理班」に改め、同項の次に次のように加える。

特命推進課	特命推進班
平和・地域外交推進課	地域外交企画班 平和推進班

第13条の2に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、事務を所管する課の職及びそれ以外の職を兼務し、又は併任している職員で構成される部局横断的な組織（以下「マトリックス組織」という。）として、平和・地域外交推進課に海外対応調整班を置く。

第2章第2節第1款中第13条の6の次に次の2条を加える。

（特命推進課の事務）

第13条の7 特命推進課の所掌事務は、知事の特命事項の調整及び処理に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）とする。

（平和・地域外交推進課の事務）

第13条の8 平和・地域外交推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 平和行政に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

(2) 平和祈念資料館に関すること。

(3) 平和の礎いしに関すること。

(4) 日本国憲法の普及に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

- (5) 地域外交に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (6) 外国公館、外国要人に係る連絡調整に関すること。
- (7) 外国の地方公共団体との連携及び協力に関すること。
- (8) 知事及び副知事の海外出張に関する連絡調整に関すること。
- (9) 地域外交に関する国その他関係機関との連絡調整に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、平和行政及び地域外交の推進に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

第14条の見出し及び同条第1項中「班、室」を「班」に改め、同項の表総務私学課の項中「文書法規班」を「予算経理班 文書法規班」に改め、同条第2項中「事務を所管する課の職及びそれ以外の職を兼務し、又は併任している職員で構成される部局横断的な組織（以下「マトリックス組織」という。）」を「マトリックス組織」に改める。

第29条第1項の表企画調整課の項中「企画班」を「予算経理班 企画班」に改め、同表デジタル社会推進課の項中「デジタル推進班」を「デジタル企画班 デジタル推進班」に改め、同表情報基盤整備課の項中「情報管理班 情報通信基盤班」を「情報通信基盤班」に改める。

第33条の見出し中「課、班及び室」を「課及び班」に改め、同条第1項中「班又は室」を「班」に改め、同項の表中「班等名」を「班名」に改め、同表環境政策課の項中「総務企画班」を「総務企画班 予算経理班」に改める。

第2章第2節第4款の款名を次のように改める。

第4款 生活福祉部

第43条を次のように改める。

（生活福祉部の課、班及びセンターの設置）

第43条 生活福祉部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。

課名	班等名
福祉政策課	総務企画班 予算経理班 地域福祉推進班 監査指導班
保護・援護課	援護班 保護・自立支援班
障害福祉課	計画推進班 事業指導支援班 地域生活支援班
生活安全安心課	消費生活班 交通安全市民活動班 消費生活センター

第46条から第47条の3までを次のように改める。

第46条から第47条の3まで 削除

第48条の2の見出し及び同条中「消費・くらし安全課」を「生活安全安心課」に改める。

第48条の3を削る。

第2章第2節第4款の2の款名を次のように改める。

第4款の2 保健医療介護部

第49条（見出しを含む。）中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同条の表地域保健課の項中「疾病対策班 母子保健班」を「疾病対策班」に改め、同表衛生薬務課の項中「衛生薬務課」を「薬務生活衛生課」に改め、同表に次のように加える。

高齢者介護課	介護保険人材班 支援班 指導班
地域包括ケア推進課	地域包括ケア推進班

第49条の2中第6号を削り、第7号を第6号とする。

第50条の2中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 精神通院医療に関すること。

第50条の2中第9号を第5号とし、第10号を第6号とし、第11号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 小児慢性特定疾病に関すること。

第50条の2中第12号を第9号とし、第13号を第10号とし、第14号を第11号とし、同条第15号中「関すること」の次に「(他課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同条第12号とする。

第51条(見出しを含む。)中「衛生薬務課」を「薬務生活衛生課」に改める。

第2章第2節第4款の2中第53条の次に次の2条を加える。

(高齢者介護課の事務)

第53条の2 高齢者介護課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉施設及び有料老人ホームに関すること。
- (2) 介護保険制度に関すること。
- (3) 介護保険サービス事業者及び介護保険施設に関すること。
- (4) 沖縄県介護保険審査会に関すること。
- (5) 高齢者施設及び介護保険関係団体に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)

(地域包括ケア推進課の事務)

第53条の3 地域包括ケア推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 老人福祉に関すること。
- (2) 高齢者福祉関係団体に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (3) 高齢社会対策の総合企画調整及び進行管理に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (4) 地域包括ケアシステムの推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 認知症に関する施策の推進に関すること。
- (6) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (7) 高齢者虐待の防止に関すること。
- (8) 在宅医療に関すること。

第2章第2節第4款の2を同節第4款の3とし、同節第4款の次に次の1款を加える。

第4款の2 こども未来部

(こども未来部の課及び班の設置)

第48条の3 こども未来部に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班名
こども若者政策課	総務班 予算経理班 企画班 青少年若者育成班
こども家庭課	こども福祉班 こども育成班 こども未来班
子育て支援課	子育て班 保育支援班 認可・指導班 母子保健班
女性力・ダイバーシティ推進課	人権・男女共同参画班 支援企画班 ひとり親支援班

2 前項に定めるもののほか、マトリックス組織として、こども若者政策課にこども施策調整班を、女性力・ダイバーシティ推進課に男女共同参画推進班を置く。

(こども若者政策課の事務)

第48条の4 こども若者政策課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) こども若者施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援の総合的企画推進に関すること。
- (3) 青少年の健全育成及び保護に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 児童手当に関すること(職員厚生課の所掌に属するものを除く。)
- (5) 青少年の国内外交流の推進に関すること。
- (6) 青少年保護育成審議会及び青少年問題協議会に関すること。
- (7) 青少年団体及び青少年センターの育成及び連絡調整に関すること。
- (8) こども・若者育成支援に関すること。
- (9) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金に関する事務の総括に関すること。

- (10) こども医療費助成事業に関すること。
- (11) 沖縄こどもの未来県民会議に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、こども及び若者に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

（こども家庭課の事務）

第48条の5 こども家庭課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 児童福祉団体の指導育成に関すること。
- (3) 児童及び家庭の福祉思想の普及啓発に関すること。
- (4) 児童相談所及び児童福祉施設に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 児童委員に関すること。
- (6) 沖縄こどもの未来県民会議事業推進部会に関すること。
- (7) 沖縄県子どもの貧困対策推進基金を活用した市町村事業に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、児童の福祉及びこどもの貧困対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（子育て支援課の事務）

第48条の6 子育て支援課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉に関すること（保育施設、児童厚生施設及び子育て支援に限る。）。
- (2) 認定こども園に関すること。
- (3) 保育士に関すること。
- (4) 保育士の養成施設に関すること。
- (5) 保育団体の指導育成に関すること。
- (6) 社会福祉法人に関すること（他課の所属に属するものを除く。）。
- (7) 私立幼稚園に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (8) 母子保健及び母体保護に関すること。
- (9) 養育医療に関すること。
- (10) 育成医療に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援に関すること（他課の所属に属するものを除く。）。

（女性力・ダイバーシティ推進課の事務）

第48条の7 女性力・ダイバーシティ推進課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画審議会に関すること。
- (3) 男女共同参画センターに関すること。
- (4) 公益財団法人おきなわ女性財団に関すること。
- (5) 女性団体の育成及び連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (6) 人権擁護思想の普及に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 沖縄県差別のない社会づくり条例に関すること。
- (8) 差別のない社会づくり審議会に関すること。
- (9) 性の多様性の尊重に関すること。
- (10) 性暴力被害者支援センターに関すること。
- (11) 困難な問題を抱える女性への支援に関する事業に関すること。
- (12) 女性相談支援センター及び女性自立支援施設に関すること。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦の福祉に関すること。
- (14) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- (15) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金に関すること。
- (16) 母子・父子福祉団体の指導育成に関すること。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画、母子、父子及び寡婦の福祉に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第54条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、マトリックス組織として、糖業農産課に県産小麦振興班を置く。

第67条の見出し中「課、班及び室」を「課及び班」に改め、同条中「班又は室」を「班」に改め、同条の表中「班等名」を「班名」に改め、同表産業政策課の項中「産業振興企画班 産業基盤班 物価高対策支援班」を「予算経理班 産業振興企画班 エネルギー対策班」に改め、同表アジア経済戦略課の項を次のように改める。

グローバルマーケット戦略課	国際物流企画班 マーケット開拓班 戦略推進班
---------------	------------------------

第67条の表マーケティング戦略推進課の項を削り、同表中小企業支援課の項中「金融班 協力金対策班」を「金融班」に改め、同表労働政策課の項中「能力開発班」を「人材投資推進班」に改める。

第69条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第22号までを2号ずつ繰り上げる。

第70条（見出しを含む。）中「アジア経済戦略課」を「グローバルマーケット戦略課」に改め、同条中第10号を第16号とし、第9号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (13) 株式会社沖縄県物産公社に関すること。
- (14) 地域産業の振興に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。
- (15) 他部他課の所掌するマーケティング関連施策との連携に関すること。

第70条中第8号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) マーケティング戦略に基づく支援に関すること。

第70条中第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) 大阪事務所に関すること。

第70条中第5号を第6号とし、同条第4号中「海外の」を削り、同号を同条第5号とし、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) マーケティング戦略の推進に関する総合的企画及び調整に関すること。

第70条の2を削る。

第75条中第23号を第24号とし、第22号の次に次の1号を加える。

- (23) 産業人材の育成に関すること（他部他課の所掌に属するものを除く。）。

第76条の表観光政策課の項中「観光文化企画班 観光統計・支援班」を「予算経理班 観光文化企画班」に改め、同表スポーツ振興課の項中「スポーツ振興班 F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催支援室」を「スポーツ振興班」に、同表交流推進課の項中「旅券センター」を「ウチナーネットワーク推進班 旅券センター」に改める。

第81条中第10号を削り、第11号を第10号とする。

第82条第1号及び第2号中「関すること」の次に「（他部他課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第87条の表道路管理課の項中「市町村道班」を「市町村道班 沿道景観推進室」に改める。

第98条第13号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改め、同条第19号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第98条の4第2項の表中

子ども生活福祉部 保健医療部	福祉政策課 保健医療総務課
-------------------	------------------

を

生活福祉部 こども未来部 保健医療介護部	福祉政策課 こども若者政策課 保健医療総務課
----------------------------	------------------------------

に改め、同条第3項中第12号

を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 部等内各課の内部統制事務の総括に関すること。

第100条の表会計課の項中「審査第1班 審査第2班」を「審査班」に改める。

第3章第2節第1款の次に次の1款を加える。

第2款 平和祈念資料館

(名称、内部組織及び位置)

第113条の2 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）の規定により設置された資料館の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
沖縄県平和祈念資料館	総務班 学芸班	糸満市

2 平和祈念資料館に分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりである。

名称	位置
八重山平和祈念館	石垣市

(所掌事務)

第113条の3 平和祈念資料館の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 沖縄戦及び平和に関する資料の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 沖縄戦に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 沖縄戦における戦争体験の継承に関すること。
- (4) 平和に関する講演会、学習等の平和を考える場の提供に関すること。
- (5) 平和祈念資料館運営協議会に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。
- (7) 庶務に関すること。

第3章第5節の節名を次のように改める。

第5節 生活福祉部関係出先機関

第3章第5節第2款から第4款までを次のように改める。

第2款 削除

第136条及び第137条 削除

第3款 削除

第138条から第140条まで 削除

第4款 削除

第141条から第143条まで 削除

第3章第5節第9款を次のように改める。

第9款 削除

第152条及び第153条 削除

第3章第5節の2の節名を次のように改める。

第5節の2 保健医療介護部関係出先機関

第159条第51号中「小児慢性特定疾患」を「小児慢性特定疾病」に改める。

第3章第5節の2を同章第5節の3とし、同章第5節の次に次の1節を加える。

第5節の2 こども未来部出先機関

第1款 若夏学院（児童自立支援施設）

(名称、内部組織及び位置)

第153条の2 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第14号）第2条の規定により、児童の福祉を目的として、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者についての相談その他の援助を行うため設置された児童自立支援施設の名称、内部組織及び位置は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置
沖縄県立若夏学院	庶務班 指導班	那覇市

(所掌事務)

第153条の3 若夏学院の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 入所児の学科指導計画及び実施に関すること。
- (2) 入所児の生活指導及び職業指導に関すること。
- (3) 入所児の心理的判定に関すること。
- (4) ケースワーク及びグループワークに関すること。
- (5) 入所児の入所及び退所に関すること。
- (6) 入所児の給食及び保健衛生に関すること。
- (7) 退所した者についての相談その他の援助に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入所児に関すること。
- (9) 庶務に関すること。

第2款 児童相談所

(名称、内部組織、位置及び所管区域)

第153条の4 沖縄県行政機関設置条例第4条の規定により設置された児童相談所の名称、内部組織、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名称	内部組織	位置	所管区域
沖縄県中央児童相談所	総務班 相談班 初期対応班 自立支援班 保護班	那覇市	浦添市 那覇市 豊見城市 南城市 糸満市 宮古島市 石垣市 中頭郡西原町 島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。） 宮古郡 八重山郡
沖縄県コザ児童相談所	総務班 相談班 初期対応班 自立支援班 保護班	沖縄市	名護市 うるま市 沖縄市 宜野湾市 国頭郡 中頭郡（西原町を除く。） 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

(分室)

第153条の5 沖縄県中央児童相談所の事務の一部を分掌させるため、沖縄県中央児童相談所に分室を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古分室	宮古島市
八重山分室	石垣市

(所掌事務)

第153条の6 児童相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 児童に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とする相談に関すること。
- (2) 児童及びその家庭につき、必要な調査、医学的、心理学的、教育学、社会学的及び精神保健上の判定並びに必要な指導、措置等の援助に関すること。
- (3) 児童の一時保護に関すること。
- (4) 里親に関すること。
- (5) 市町村の児童家庭相談業務の実施に関し、必要な援助を行うこと。
- (6) 児童の福祉に関し、介護給付費等の支給決定等に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関すること。
- (7) 障害児通所支援給付費等の支給決定等に関する市町村に対する意見及び必要な援助に関すること。
- (8) 庶務に関すること。

第3款 女性相談支援センター

(名称、内部組織及び位置)

第153条の7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条の規定により、困難な問題を抱える女性への支援のため、女性相談支援センターを設置する。

2 女性相談支援センターの名称、内部組織及び位置は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置
沖縄県女性相談支援センター	総務班 相談班	那覇市

(所掌事務)

第153条の8 女性相談支援センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題の相談及び相談機関の紹介に関すること。
- (2) 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族をいう。次号から第5号まで同じ。）の緊急時の安全の確保及び一時保護に関すること。
- (3) 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助等に関すること。
- (4) 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するための必要な支援、情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助に関すること。
- (5) 困難な問題を抱える女性が居住して保護をうけることができる施設の利用についての援助等に関すること。
- (6) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- (7) 庶務に関すること。

第190条の2の表沖縄県立農業大学校の項中「名護市」を「宜野座村」に改める。

第241条第1号の表沖縄県本人確認情報保護審議会の項中「第30条の40第2項」の次に「（法第30条の44の13において準用する場合を含む。）」を、「本人確認情報の保護に関する事項」の次に「及び法第30条の41第1項の規定による通知に係る附票本人確認情報の保護に関する事項」を加え、同表沖縄県社会福祉審議会の項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同表沖縄県介護保険審査会の項を削り、同表沖縄県障害者施策推進協議会の項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同表沖縄県交通安全対策会議の項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に、「消費・暮らし安全課」を「生活安全安心課」に改め、同表沖縄県准看護師試験委員の項から沖縄県精神医療審査会の項までの規定中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同表沖縄県生活衛生適正化審議会の項及び沖縄県麻薬中毒審査会の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に、「衛生薬務課」を「薬務生活衛生課」に改め、同表沖縄県国民健康保険運営協議会の項及び沖縄県国民健康保険審査会の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同表中

沖縄県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条の規定による医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること。	保健医療部	国民健康保険課	を
---------------	---	-------	---------	---

沖縄県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第128条の規定による医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関すること。	保健医療介護部	国民健康保険課	に改
沖縄県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条第1項の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査及び介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第17条の規定による介護保険の実施のために必要な業務に関すること。	保健医療介護部	高齢者介護課	

め、同条第2号の表中

沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会	沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う公文書館の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	総務部	総務私学課	を
---------------------	---	-----	-------	---

平和の礎指定管理者制度運用委員会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに平和の礎に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う平和の礎の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	知事公室	平和・地域外交推進課	に改
沖縄県平和祈念資料館運営協議会	沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第22条第1項の規定に基づき、平和祈念資料館の運営に関する事項について協議を行うこと。	知事公室	平和祈念資料館	
沖縄県公文書館指定管理者制度運用委員会	沖縄県公文書館の設置及び管理に関する条例（平成7年沖縄県条例第6号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県公文書館（以下「公文書館」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う公文書館の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	総務部	総務私学課	

め、同表沖縄県総合福祉センター指定管理者制度運用委員会の項及び沖縄県医療扶助審議会の項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同表沖縄県青少年保護育成審議会の項から沖縄県子ども・子育て会議の項までを削り、同表沖縄県福祉のまちづくり審議会の項から沖縄県手話施策推進協議会の項までの規定中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同表沖縄県消費生活審議会の項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に、「消費・くらし安全課」を「生活安全安心課」に改め、同表中

沖縄県犯罪被害者等支援審議会	沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること及び犯罪被害者等支援に関する重要事項について答申し、又は建議すること。	子ども生活福祉部	消費・くらし安全課	を
----------------	--	----------	-----------	---

沖縄県犯罪被害者等支援審議会	沖縄県犯罪被害者等支援条例（令和4年沖縄県条例第42号）の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること及び犯罪被害者等支援に関する重要事項について答申し、又は建議すること。	生活福祉部	生活安全安心課	
沖縄県青少年保護育成審議会	沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第19条第1項の規定により優良興行及び優良図書等の推奨等について意見を述べること及び同条第2項の規定により青少年の健全な育成に関する重要事項について調査審議すること並びにいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議すること。	こども未来部	こども若者政策課	
沖縄県立石嶺児童園指定管	沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関	こども未来	こども家庭	

理者制度運用委員会	する条例の規定に基づき、知事の諮問に応じて調査審議すること並びに沖縄県立石嶺児童園（以下「石嶺児童園」という。）に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う石嶺児童園の管理に関する重要事項について答申し又は建議すること。	部	課	に改
沖縄県子ども・子育て会議	沖縄県子ども・子育て会議設置条例（平成25年沖縄県条例第63号）第2条の規定による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項各号に掲げる事務の処理並びに子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項に規定する子ども施策についての計画に関する事項を調査審議すること。	子ども未来部	子ども若者政策課	

め、同表沖縄県男女共同参画審議会の項及び沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会の項中「子ども生活福祉部」を「子ども未来部」に、「女性力・平和推進課」を「女性力・ダイバーシティ推進課」に改め、同表平和の礎指定管理者制度運用委員会の項を削り、同表沖縄県差別のない社会づくり審議会の項中「子ども生活福祉部」を「子ども未来部」に、「女性力・平和推進課」を「女性力・ダイバーシティ推進課」に改め、同表沖縄県平和祈念資料館運営協議会の項を削り、同表沖縄県がん対策推進協議会の項及び沖縄県保健所運営協議会の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同表沖縄県公衆浴場入浴料金審議会の項及び沖縄県薬事審議会の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に、「衛生薬務課」を「薬務生活衛生課」に改める。

第249条の表秘書防災統括監の項中「並びに知事の特命事項に関する事務」を削り、同表中

基地対策統括監	知事公室	基地対策課の事務並びに辺野古新基地建設問題対策並びに普天間飛行場の移設及び返還に関する事務を統括するとともに、公室長の職務を補佐する。	を
---------	------	---	---

基地対策統括監	知事公室	基地対策課の事務並びに辺野古新基地建設問題対策並びに普天間飛行場の移設及び返還に関する事務を統括するとともに、公室長の職務を補佐する。	に、
地域外交統括監	知事公室	特命推進課及び平和・地域外交推進課の事務を統括するとともに、公室長の職務を補佐する。	

生活企画統括監	子ども生活福祉部	福祉政策課、保護・援護課、高齢者福祉介護課、消費・暮らし安全課及び女性力・平和推進課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	を
子ども福祉統括監	子ども生活福祉部	青少年・子ども家庭課、子ども未来政策課、子育て支援課及び障害福祉課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	
医療企画統括監	保健医療部	保健医療総務課、医療政策課及び国民健康保険課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	
保健衛生統括監	保健医療部	健康長寿課、地域保健課及び衛生薬務課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	
感染対策統括監	保健医療部	感染症の対策等に関する事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。	

生活福祉統括監	生活福祉部	福祉政策課、保護・援護課、障害福祉課及び生活安全
---------	-------	--------------------------

		安心課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
こども未来統括監	こども未来部	こども若者政策課、こども家庭課、子育て支援課及び女性力・ダイバーシティ推進課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
保健衛生統括監	保健医療介護部	保健医療総務課、地域保健課及び薬務生活衛生課の事務並びに感染症の対策等に関する事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。
医療介護統括監	保健医療介護部	医療政策課、健康長寿課、国民健康保険課、高齢者介護課及び地域包括ケア推進課の事務を統括するとともに、部長の職務を補佐する。

に改

め、同表産業振興統括監の項中「アジア経済戦略課、マーケティング戦略推進課、企業立地推進課及び情報産業振興課」を「グローバルマーケット戦略課、企業立地推進課及びITイノベーション推進課」に改め、同表中

福祉企画監	子ども生活福祉部福祉政策課	福祉企画に関する事務を総括する。
-------	---------------	------------------

を

監査指導監	生活福祉部福祉政策課、こども未来部子育て支援課及び保健医療介護部高齢者介護課	社会福祉法人又は社会福祉施設の指導監査に関する事務を総括する。
こども企画監	こども未来部こども若者政策課	社会福祉職等の養成確保及び資質向上に関する事務並びに企画班の事務を総括する。

に改

め、同表看護専門監の項中「保健医療部保健医療総務課」を「保健医療介護部保健医療総務課」に改め、同表薬務専門監の項中「保健医療部衛生薬務課」を「保健医療介護部薬務生活衛生課」に改め、同表中

家畜防疫対策監	農林水産部畜産課	家畜防疫対策班の事務を総括する。
企業誘致対策監	商工労働部企業立地推進課	企業誘致の推進に関する事務を総括する。

を

家畜防疫対策監	農林水産部畜産課	家畜防疫対策班の事務を総括する。
エネルギー政策推進監	商工労働部産業政策課	エネルギー政策の推進に関する事務を総括する。
グローバル戦略推進監	商工労働部グローバルマーケット戦略課	国内外市場に向けた経済戦略の企画及び推進並びに海外との経済交流の推進に関する事務を総括する。
企業誘致対策監	商工労働部企業立地推進課	企業誘致の推進に関する事務を総括する。
無形文化遺産推進監	文化観光スポーツ部文化振興課	沖縄の伝統的な文化のユネスコ無形文化遺産登録に関する事務を総括する。

に、

地域外交室長	必要と認める課	地域外交室に関する事務を総括する。
--------	---------	-------------------

を

審査指導監	出納事務局会計課	審査班の事務を総括する。
-------	----------	--------------

に改

め、同表消費生活センター室長の項及び分室長の項中「子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「生活福

社部生活安全安心課」に改め、同表北部医療センター・医師確保推進室長の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同表戦略推進室長の項及びFIBAバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長の項を削り、同表中

「	旅券センター室長	文化観光スポーツ部 交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	を
」				
「	旅券センター室長	文化観光スポーツ部 交流推進課	旅券センターに関する事務を総括する。	に、
	沿道景観推進室長	土木建築部道路管理 課	沿道景観推進室に関する事務を総括する。	
」				
「	課長補佐	必要と認める課	課長の職務を補佐する。	を
」				
「	支援主幹	必要と認める課	課の特定事項を処理するとともに、特に指定された業務に対する支援に関する事務に従事する。	に改
	財政調整主幹	総務部財政課	予算の編成及び執行その他財政に関する事務の一部を調整し、整理する。	
」				

め、同表主任医師の項及び主任看護師の項中「保健医療部地域保健課」を「保健医療介護部地域保健課」に改め、同表医師の項中「保健医療部医療政策課」を「保健医療介護部医療政策課」に改め、同表看護師の項中「保健医療部保健医療総務課」を「保健医療介護部保健医療総務課」に改める。

第249条の2第1項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改める。

第250条の表中

「	技術総括		土木施設の整備及び維持管理に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	を
」				
「	技術総括		土木施設の整備及び維持管理に関する事務を総括するとともに、総括する事務について所長を補佐する。	に改
	支援主幹	必要と認める出先機 関	出先機関の特定事項を処理するとともに、特に指定された業務に対する支援に関する事務に従事する。	
」				

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第241条第1号の表沖縄県本人確認情報保護審議会の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の沖縄県行政組織規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、これらの機関に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された機関の勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当する改正後の沖縄県行政組織規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

(沖縄県医療扶助審議会規則の一部改正)

3 沖縄県医療扶助審議会規則（昭和47年沖縄県規則第115号）の一部を次のように改正する。

第9条中「子ども生活福祉部保護・援護課」を「生活福祉部保護・援護課」に改める。

- (沖縄県振興審議会規則の一部改正)
- 4 沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第121号）の一部を次のように改正する。
第11条第1項中「生活企画統括監、医療企画統括監」を「生活福祉統括監、こども未来統括監、保健衛生統括監」に改める。
(沖縄県青少年保護育成条例施行規則の一部改正)
- 5 沖縄県青少年保護育成条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第128号）の一部を次のように改正する。
第11条第1号中「子ども生活福祉部」を「こども未来部」に改める。
第11号様式及び第13号様式中「沖縄県子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」を「沖縄県こども未来部こども若者政策課」に、「098-866-2174」を「098-866-2100」に改める。
(沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則の一部改正)
- 6 沖縄県公衆浴場入浴料金審議会規則（昭和48年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。
第7条中「保健医療部衛生薬務課」を「保健医療介護部薬務生活衛生課」に改める。
(沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 7 沖縄県立児童福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和52年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。
第8条第10項中「子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課」を「こども未来部こども家庭課」に改める。
(生活保護法施行細則の一部改正)
- 8 生活保護法施行細則（昭和58年沖縄県規則第2号）の一部を次のように改正する。
第4条中「子ども生活福祉部長」を「生活福祉部長」に改める。
(貸金業法施行細則の一部改正)
- 9 貸金業法施行細則（昭和58年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。
第7条中「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「沖縄県生活福祉部生活安全安心課」に改める。
(沖縄県福祉のまちづくり審議会規則の一部改正)
- 10 沖縄県福祉のまちづくり審議会規則（平成9年沖縄県規則第55号）の一部を次のように改正する。
第6条中「子ども生活福祉部障害福祉課」を「生活福祉部障害福祉課」に改める。
(特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部改正)
- 11 特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年沖縄県規則第65号）の一部を次のように改正する。
第3条中「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「沖縄県生活福祉部生活安全安心課」に改める。
(沖縄県介護保険審査会条例施行規則の一部改正)
- 12 沖縄県介護保険審査会条例施行規則（平成11年沖縄県規則第66号）の一部を次のように改正する。
第5条中「子ども生活福祉部高齢者福祉介護課」を「保健医療介護部高齢者介護課」に改める。
(沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 13 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。
第27条第10項中「子ども生活福祉部女性力・平和推進課」を「知事公室平和・地域外交推進課」に改める。
(沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)
- 14 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第70号）の一部を次のように改正する。
第3条第10項中「子ども生活福祉部女性力・平和推進課」を「こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課」に改める。
(沖縄県男女共同参画審議会規則の一部改正)
- 15 沖縄県男女共同参画審議会規則（平成17年沖縄県規則第106号）の一部を次のように改正する。
第6条中「子ども生活福祉部女性力・平和推進課」を「こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課」に改める。
(沖縄県消費生活条例施行規則の一部改正)
- 16 沖縄県消費生活条例施行規則（平成18年沖縄県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14号様式及び第16号様式中「沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「沖縄県生活福祉部生活安全安心課」に改める。

第19号様式から第22号様式までの規定中「子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「生活福祉部生活安全安心課」に改める。

(沖縄県消費生活審議会規則の一部改正)

17 沖縄県消費生活審議会規則（平成18年沖縄県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「生活福祉部生活安全安心課」に改める。

(沖縄県がん対策推進協議会規則の一部改正)

18 沖縄県がん対策推進協議会規則（平成24年沖縄県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第6条中「保健医療部健康長寿課」を「保健医療介護部健康長寿課」に改める。

(沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則の一部改正)

19 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例施行規則（平成25年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第7条中「子ども生活福祉部障害福祉課」を「生活福祉部障害福祉課」に改める。

(沖縄県手話施策推進協議会規則の一部改正)

20 沖縄県手話施策推進協議会規則（平成28年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「子ども生活福祉部障害福祉課」を「生活福祉部障害福祉課」に改める。

(国民健康保険法施行条例施行規則の一部改正)

21 国民健康保険法施行条例施行規則（平成30年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第8項中「保健医療部国民健康保険課」を「保健医療介護部国民健康保険課」に改める。

(沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則の一部改正)

22 沖縄県犯罪被害者等支援審議会規則（令和4年沖縄県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条中「子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「生活福祉部生活安全安心課」に改める。

(沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則の一部改正)

23 沖縄県差別のない社会づくり条例施行規則（令和5年沖縄県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第12条中「子ども生活福祉部女性力・平和推進課」を「こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課」に改める。

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第30号

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決裁に関する規則（昭和50年沖縄県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第2 宮古事務所長及び八重山事務所長の項の前に次のように加える。

平和祈念資料館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第11号）第4条の規定に基づき、入館を拒み、又は退館を命ずること。 2 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第6条の規定に基づき、施設又は附属設備の使用を許可し、若しくは許可事項の変更を許可し、又は許可するに当たり条件を付すこと。 3 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第7条の規定に基づき、後納を決定すること。 4 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき、観覧料又は使用料を減額し、又は免
----------	---

	<p>除すること。</p> <p>5 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づき、既に納付した観覧料及び使用料の全部又は一部の返還を決定すること。</p> <p>6 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第11条の規定に基づき、許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくはその停止を命ずること。</p> <p>7 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例第20条の規定に基づき、賠償額を減額し、又は免除すること。</p> <p>8 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第18条の規定に基づき、戦争及び平和に関する資料の寄贈又は寄託を受けること。</p> <p>9 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則第22条の規定に基づき、条件を付して資料の館外貸付を許可すること。</p>	
--	---	--

別表第2女性相談所長の項、児童相談所長の項及び平和祈念資料館長の項を削り、同表衛生環境研究所長の項の前に次のように加える。

<p>児童相談所長</p>	<p>1 児童福祉法第27条第1項の規定に基づき、必要な措置をとること。</p> <p>2 児童福祉法第27条第2項の規定に基づき、指定医療機関に治療等を委託すること。</p> <p>3 児童福祉法第27条の3の規定に基づき、事件を家庭裁判所に送致すること。</p> <p>4 児童福祉法第28条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、必要な措置をとること。</p> <p>5 児童福祉法第29条の規定に基づき、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>6 児童福祉法第30条第1項及び第2項の規定に基づき、同居児童の届出を受理すること。</p> <p>7 児童福祉法第30条の2の規定に基づき、同法第30条第1項に規定する者に対して児童の保護について必要な指示をし、又は必要な報告をさせること。</p> <p>8 児童福祉法第31条第1項の規定に基づき、在所を延長すること。</p> <p>9 児童福祉法第31条第2項及び第3項の規定に基づき、引き続き施設に在所させ、若しくは委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更すること。</p> <p>10 児童福祉法第33条第2項の規定に基づき、児童の一時保護を行い、又は適当な者に一時保護を委託すること。</p> <p>11 児童福祉法第33条の6第1項の規定に基づき、児童自立生活援助を実施すること。</p> <p>12 児童福祉法第47条第1項の規定に基づき、養子縁組の承諾について許可すること。</p> <p>13 児童福祉法第56条第2項の規定（助産の実施又は母子保護の実施に要する費用を除く。）に基づき、費用を徴収すること。</p> <p>14 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第28条の規定に基づき、現に児童の保護に当たっている児童福祉施設の長又は児</p>	<p>1 児童福祉法第24条の3第2項の規定に基づき、障害児入所給付費の支給の要否を決定すること。</p> <p>2 児童福祉法第24条の3第6項の規定に基づき、入所受給者証を交付すること。</p> <p>3 児童福祉法第24条の4第1項の規定に基づき、入所給付決定を取り消すこと。</p>
---------------	---	---

	<p>童福祉法第27条第2項に規定する指定医療機関の長の意見を聴くこと。</p> <p>15 児童福祉法施行令第30条の規定に基づき、里親の家庭を訪問して、指導する者を指定すること。</p> <p>16 児童福祉法施行令第33条の規定に基づき、新居住地の都道府県知事に居住地の変更及び指導につき必要な事項を通知すること。</p> <p>17 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項の規定に基づき、出頭を求め、職員をして、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>18 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第2項の規定に基づき、出頭を求める理由となった事実の内容等の告知をすること。</p> <p>19 児童虐待の防止等に関する法律第8条の2第3項の規定に基づき、立入り及び調査又は質問その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>20 児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>21 児童虐待の防止等に関する法律第9条の2第1項の規定に基づき、出頭を求め、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>22 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、臨検させ、又は捜索させること。</p> <p>23 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、必要な調査又は質問をさせること。</p> <p>24 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第3項の規定に基づき、裁判所に資料を提出すること。</p> <p>25 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第5項の規定に基づき、裁判官の許可状を交付すること。</p> <p>26 児童虐待の防止等に関する法律第11条第3項の規定に基づき、指導を受けるよう勧告すること。</p> <p>27 児童虐待の防止等に関する法律第11条第4項の規定に基づき、一時保護を行わせる等の必要な措置を講ずること。</p> <p>28 児童虐待の防止等に関する法律第13条の規定に基づき、児童福祉司等の意見を聴くこと。</p>	
<p>女性相談支援センター所長</p>	<p>1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>2 DV防止法第3条第3項第3号の規定に基づき、被害者（その同伴する家族を含む。）の一時保護を行うこと。</p> <p>3 DV防止法第14条第2項の規定に基づき、裁判所へ書面を提出すること。</p>	

別表第2保健所長の項委任事項の欄第34号の2の8中「第15条第17項」を「第15条第16項」に改め、同欄第37号の24の5中「（同条第2項の規定により報告を求め、又は協力を求めることにあっては、宮古保健所

及び八重山保健所の所管区域に係るものに限る。)」を削り、同欄第37号の24の7中「第44条の7第1項」を「第44条の11第1項」に改め、同欄第37号の24の8中「第44条の7第3項」を「第44条の11第3項」に改め、同欄第37号の24の9中「第44条の7第5項」を「第44条の11第5項」に改め、同欄第37号の24の10中「第44条の7第8項」を「第44条の11第8項」に改め、同欄第43号の6中「合併又は分割の承継及び」を「譲渡の承継、」に、「相続」を「合併又は分割の承継及び同法第3条の4第1項の規定に基づき相続」に改め、同欄第47号の2を第47号の3とし、第47号の次に次の1号を加える。

47の2 クリーニング業法第5条の3第2項の規定に基づき、営業者の地位の承継の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第48号の3の次に次の1号を加える。

48の4 クリーニング業法施行細則(昭和47年沖縄県規則第43号)第4条第3項の規定に基づき、検査確認済証を再交付すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第55号の次に次の1号を加える。

55の2 理容師法施行細則(平成10年沖縄県規則第43号)第7条第4項の規定に基づき、検査確認済証を再交付すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第56号を次のように改める。

56 理容師法施行細則第8条の規定に基づき、理容師出張業の届出を受理すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第63号の次に次の1号を加える。

63の2 美容師法施行細則(平成10年沖縄県規則第44号)第7条第4項の規定に基づき、検査確認済証を再交付すること。

別表第2保健所長の項委任事項の欄第64号を次のように改める。

64 美容師法施行細則第8条の規定に基づき、美容師出張業の届出を受理すること。

別表第2総合精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄第1号中「第33条第7項」を「第33条第9項」に改め、「入院」の次に「、入院の期間の更新」を加え、同欄第2号中「(同条第2項において準用する場合を含む。)」を削り、同表農林水産振興センター所長の項委任事項の欄第21号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同欄第22号及び第23号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項専決事項の欄第41号から第44号までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同欄第45号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に改め、同欄第46号及び第47号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表農林土木事務所長の項委任事項の欄第21号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同欄第22号及び第23号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項専決事項の欄第8号から第14号までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表土木事務所長(委任事項の欄第134号から第152号までに掲げる事務は、中部土木事務所長に限る。)の項委任事項の欄第119号の12中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同欄第119号の12の13中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同欄第128号の7から第128号の10の9までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同欄第128号の10の10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第7項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第8項」に改め、同欄第128号の10の11中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第8項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第9項」に改め、同欄第128号の10の12中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第3条第9項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第3条第10項」に改め、同欄第128号の10の13中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第31号**沖縄県標準的な職を定める規則の一部を改正する規則**

沖縄県標準的な職を定める規則（平成27年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項の2中「基地対策統括監」の次に「、地域外交統括監」を加え、「生活企画統括監、子ども福祉統括監、医療企画統括監、保健衛生統括監、感染対策統括監」を「生活福祉統括監、こども未来統括監、保健衛生統括監、医療介護統括監」に改め、同項の3中「福祉企画監」を「監査指導監、こども企画監」に改め、「家畜防疫対策監」の次に「、エネルギー政策推進監、グローバル戦略推進監」を、「企業誘致対策監」の次に「、無形文化遺産推進監」を加え、「地域外交室長」を「審査指導監」に、「戦略推進室長、しまくとぅば普及推進室長、FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長、旅券センター室長」を「しまくとぅば普及推進室長、旅券センター室長、沿道景観推進室長」に、「女性相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所、計量検定所」を「身体障害者更生相談所、計量検定所、児童相談所、女性相談支援センター」に改め、同項の4中「課長補佐」を「支援主幹、財政調整主幹」に、「副校長」を「支援主幹、副校長」に改め、同表3の項の1中「班長、上席研究主幹」を「支援主幹、班長、上席研究主幹」に改め、同項の2中「規則第249条に規定する主任研究員並びに」を削り、同項の3中「規則第249条に規定する研究員及び」を削り、同表4の項の1中「班長及び主幹」を「支援主幹、班長及び主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第32号**沖縄県財務規則の一部を改正する規則**

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第44条中「第35条及び第37条中「調定調書」とあるのは」を「、第35条中「調定調書」とあるのは、」に改める。

第49条の見出し中「収入金の徴収又は収納」を「収入事務」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第2項」を「第3項」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「収入金の収納事務」を「収入金（県税を除く。以下本条において同じ。）の収納に関する事務」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「徴収の事務」を「徴収に関する事務」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「令第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に、「収入金の徴収又は収納の」を「収入金の徴収又は収納に関する事務の委託をするため同項の規定による指定をし、又は当該指定を受けた者に同項の規定により当該」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法第243条の2の5第1項に規定する収納に関する事務を委託することができる収入金は、令第173条の2第1項に規定する徴収に関する事務を委託できる収入金のほか、県税とする。

第49条の2第1項を削り、同条第2項中「令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「収納の事務」を「収納に関する事務」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「電磁的方法」の次に「（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第57条中「会計管理者又は会計課長」を「会計管理者、会計課長又は審査指導監」に改める。

第59条第13号中「（昭和26年法律第225号）」を「（昭和26年法律第222号）」に改める。

第72条第1項中「令第165条の3第1項」を「法第243条の2第1項」に、「私人に対する支出の事務」を「支出に関する事務」に改め、同条第2項中「支出の事務」を「支出に関する事務」に改める。

第98条中「「調定元帳」とあるのは「戻入元帳」と」を削る。

第101条第2項に次の1号を加える。

(14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

第122条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第239条第4項及び第240条中「第243条の2の2第1項各号」を「第243条の2の8第1項各号」に改める。

別表第1出納事務局の項中「会計課長 同課班長」を「会計課長 同課審査指導監 同課班長 同課審査班の主幹」に改める。

別表第2中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

別表第4出納事務局の出納員の項中「子ども生活福祉部、保健医療部」を「生活福祉部、こども未来部、保健医療介護部」に改め、「本人確認情報」に次に「又は附票本人確認情報」を加え、同表県立高等学校の出納員の項中「定時制」を削り、同項の次に次のように加える。

県立特別支援学校の出納員	県立特別支援学校の金銭分任出納員	県立特別支援学校に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。
県立中学校の出納員	県立中学校の金銭分任出納員	県立中学校に属する収入の収納及び収納した現金の保管に関すること。

別表第7中

合議区分		合議区分		
会計管理者	会計課長	会計管理者	会計課長	審査指導監
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上		1件 100万円以上5,000万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上		1件 100万円以上5,000万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上		1件 100万円以上5,000万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上	1件 500万円以上5,000万円未満	1件 100万円以上500万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上		1件 100万円以上5,000万円未満
1件 1億円以上	1件 500万円以上1億円未満	1件 1億円以上	1件 5,000万円以上1億円未満	1件 500万円以上5,000万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上		1件 100万円以上5,000万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上	1件 1,000万円以上5,000万円未満	1件 100万円以上1,000万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上	1件 500万円以上5,000万円未満	1件 100万円以上500万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100	1件 5,000万	1件 500万円	1件 100万

を

に改

1件 5,000万円以上	万円以上5,000万円未満 1件 100万円以上5,000万円未満	円以上	以上5,000万円未満 1件 500万円以上5,000万円未満	円以上500万円未満 1件 100万円以上500万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上	1件 500万円以上5,000万円未満	1件 100万円以上500万円未満
1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	1件 5,000万円以上	1件 100万円以上5,000万円未満	

める。

別表第8給与その他の給付及び児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく児童手当（ただし、次項の経費を除く。）の項中「知事公室秘書課長、総務部総務私学課長、企画部企画調整課長、環境部環境政策課長、子ども生活福祉部福祉政策課予算経理班の班長、保健医療部保健医療総務課長」を「知事公室秘書課の会計事務を担当する主幹、総務部総務私学課予算経理班の班長、企画部企画調整課予算経理班の班長、環境部環境政策課予算経理班の班長、生活福祉部福祉政策課予算経理班の班長、こども未来部こども若者政策課予算経理班の班長、保健医療介護部保健医療総務課予算統計班の班長」に、「商工労働部産業政策課長、文化観光スポーツ部観光政策課長」を「商工労働部産業政策課予算経理班の班長、文化観光スポーツ部観光政策課予算経理班の班長」に、「本庁各部署等の主管課長・予算経理班長」を「予算経理班長等」に改め、同表交際に要する経費の項中「主管課長・予算経理班長」を「予算経理班長等」に改める。

別表第8の2を次のように改める。

別表第8の2（第142条関係）

歳入歳出外現金・保管有価証券整理区分

1 保証金 (1) 入札保証金 入札保証金 (2) 契約保証金 契約保証金 (3) 指定金融機関の保証金 指定金融機関の保証金 (4) その他の保証金 その他の保証金 その他の保証金	6 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分）
2 保管金 (1) 所得税 ア 俸給・給料等 (ア) 職員給料等 (イ) 非常勤職員給料等 (ウ) 退職手当 (エ) 恩給等 (オ) 弁護士等俸給 イ 所得税法第204条第1項関係 (ア) 第1号関係 (イ) 第4号関係 (ウ) 第5号関係 (エ) その他 (2) 県・市町村民税 ア 俸給・給料等 (ア) 職員給料等 (イ) 非常勤職員給料等	7 地方法人特別税 地方法人特別税 地方法人特別税 地方法人特別税
	8 特別法人事業税 特別法人事業税 特別法人事業税 特別法人事業税
	9 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割
	10 森林環境税 森林環境税 森林環境税 森林環境税
	11 仮放置違反金 仮放置違反金 仮放置違反金 仮放置違反金
	12 代位受領現金

イ 退職手当 退職手当 (3) 社会保険料 社会保険料 社会保険料 3 公売代金 (1) 差押物件公売代金 差押物件公売代金 差押物件公売代金 (2) 競売配当金 競売配当金 競売配当金 4 遺留金 遺留金 遺留金 遺留金 5 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金	代位受領現金 代位受領現金 代位受領現金 13 債権差押取立金 債権差押取立金 債権差押取立金 債権差押取立金 14 交付要求等配当金 交付要求等配当金 交付要求等配当金 交付要求等配当金 15 その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金
---	---

様式第28号の2中「地方自治法施行令第158条の2」を「地方自治法第243条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第4出納事務局の出納員の項の改正規定（「本人確認情報」の次に「又は附票本人確認情報」を加える部分に限る。）は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日の前日において地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令第158条第1項、第158条の2第1項又は第165条の3第1項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けたものを除く。）に対する改正後の第49条、第49条の2又は第72条の規定の適用については、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例による。

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第33号

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第10項中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改める。

別表中「〃」を「1時間につき」に改める。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表及び別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第163号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県女性相談支援センター

沖縄県告示第164号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県女性相談所

沖縄県告示第165号

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程の一部を改正する告示

生活保護費の支給に関する町村長の事務取扱規程（昭和47年沖縄県告示第55号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「子ども生活福祉部長」を「生活福祉部長」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県告示第166号

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県災害弔慰金等負担金交付規程（昭和50年沖縄県告示第332号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県告示第167号

はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

はぶ抗毒素支給規程の一部を改正する告示

はぶ抗毒素支給規程（昭和47年沖縄県告示第105号）の一部を次のように改正する。

第3条、第5条第1項、第8条、第9条第2項及び第10条第2項中「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第1号様式中「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第3号様式中「沖縄県保健医療部長」を「沖縄県保健医療介護部長」に改める。

第4号様式及び第5号様式中「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

訓 令

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局

文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

文書管理規程の一部を改正する訓令

文書管理規程（昭和49年沖縄県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

	特 命 推 進 課	知特
--	-----------	----

を

	特 命 推 進 課	知特
	平 和 ・ 地 域 外 交 推 進 課	知平

に、

子ども生活福祉部	福 祉 政 策 課	子福
	保 護 ・ 援 護 課	子保
	高 齢 者 福 祉 介 護 課	子高
	青 少 年 ・ 子 ども 家 庭 課	子青
	子 ども 未 来 政 策 課	子政
	子 育 て 支 援 課	子子
	障 害 福 祉 課	子障
	消 費 ・ く ら し 安 全 課	子消
保健医療部	女 性 力 ・ 平 和 推 進 課	子女
	保 健 医 療 総 務 課	保総
	医 療 政 策 課	保医
	健 康 長 寿 課	保健
	地 域 保 健 課	保地
	感 染 症 総 務 課	保感
	感 染 症 医 療 確 保 課	保確
	ワ ク チ ン ・ 検 査 推 進 課	保ワ
	衛 生 薬 務 課	保衛
国 民 健 康 保 険 課	保国	

を

生活福祉部	福 祉 政 策 課	生福
-------	-----------	----

	保 護 ・ 援 護 課	生保	に、
	障 害 福 祉 課	生障	
	生 活 安 全 安 心 課	生生	
こども未来部	こ ども 若 者 政 策 課	ここ	
	こ ども 家 庭 課	こ家	
	子 育 て 支 援 課	こ子	
	女性力・ダイバーシティ推進課	こ女	
保健医療介護部	保 健 医 療 総 務 課	保総	
	医 療 政 策 課	保医	
	健 康 長 寿 課	保健	
	地 域 保 健 課	保地	
	感 染 症 対 策 課	保感	
	薬 務 生 活 衛 生 課	保薬	
	国 民 健 康 保 険 課	保国	
	高 齢 者 介 護 課	保高	
	地 域 包 括 ケ ア 推 進 課	保ケ	

」

ア ジ ア 経 済 戦 略 課	商ア	を、
マ ー ケ テ ィ ン グ 戦 略 推 進 課	商マ	

」

グ ロー バ ル マ ー ケ ッ ト 戦 略 課	商グ	に改める。
--------------------------	----	-------

」

別表第2中 「 消 防 学 校 消学 を

消 防 学 校	消学	に、
平 和 祈 念 資 料 館	沖平	

」

八 重 山 福 祉 事 務 所	八福	を
女 性 相 談 所	女相	
若 夏 学 院	若夏	
中 央 児 童 相 談 所	中児	
コ ザ 児 童 相 談 所	コ児	
中 央 児 童 相 談 所 宮 古 分 室	中児宮	
中 央 児 童 相 談 所 八 重 山 分 室	中児八	

」

八 重 山 福 祉 事 務 所	八 福
-----------------	-----

に、

平 和 祈 念 資 料 館	沖 平
---------------	-----

を

若 夏 学 院	若 夏
中 央 児 童 相 談 所	中 児
コ ザ 児 童 相 談 所	コ 児
中 央 児 童 相 談 所 宮 古 分 室	中 児 宮
中 央 児 童 相 談 所 八 重 山 分 室	中 児 八
女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー	女 相

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第4号

知 事 部 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員ハラスメント防止規程を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員ハラスメント防止規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、良好な職場環境の確保、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮を目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 知事の事務部局及び労働委員会の事務部局に勤務する一般職の職員をいう。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。
- (3) パワー・ハラスメント 職務に関する優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものにより、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。
- (4) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職場において職員に対する次に掲げる言動により当該職員の勤務環境が害されることをいう。
 - ア 妊娠したこと。
 - イ 出産したこと。
 - ウ 妊娠又は出産に起因する症状（つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全その他の妊娠又は出産したことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。）により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと。
 - エ 不妊治療を受けること。
 - オ 妊娠又は出産に関する制度又は措置の利用に関すること。
 - カ 育児に関する制度又は措置の利用に関すること。
 - キ 介護に関する制度又は措置の利用に関すること。
- (5) ハラスメント 第2号から第4号までに掲げるハラスメントの総称をいう。

(6) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。

(管理監督者等の責務)

第3条 課長相当職以上の職にある者（以下「管理監督者」という。）は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、次に掲げる事項に留意し、ハラスメントの防止及び排除に努めなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメントに関し、監督する職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) ハラスメントが職場で行われていないか、又はそのおそれがないかを把握するため、監督する職員の言動に十分な注意を払い、勤務環境を害する言動を見逃さないようにすること。
- (3) ハラスメントに関する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントが行われた場合の職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないようにしなければならないこと。

2 管理監督者は、ハラスメントが行われた場合又はハラスメントに起因する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 管理監督者は、職員が担当する行政サービスの利用者等からの言動で、当該行政サービスをめぐる経緯及びその場の状況により、その対応を打ち切ることが困難な場合であって、当該言動を受ける職員の担当する業務の範囲及び程度を明らかに超える要求をするものに関する苦情相談があった場合に、組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図ることとする。この場合において、管理監督者は、総務部長が行政サービスの利用者等からのハラスメント等への対応について定める要領に十分留意しなければならない。

4 総務部長は、職員が他の行政機関又は他の任命権者（以下「他の行政機関等」という。）の所属職員からハラスメントを受けたとされる場合には、当該他の行政機関等に対し、当該所属職員に対する調査を行うよう要請するとともに、必要に応じて当該所属職員に対する指導等の対応を行うよう求めるものとする。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントをしてはならない。

2 職員は、次条第1項の指針を十分認識して行動するよう努めなければならない。

(職員に対する指針)

第5条 総務部長は、ハラスメントを防止し、ハラスメントに関する問題を解決すべきために職員が認識すべき事項等について指針を定めるものとする。

2 公室長、本庁の部長、会計管理者及び労働委員会事務局長（以下「部局長」という。）は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

(研修等)

第6条 総務部長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修その他の啓発活動を実施しなければならない。

2 自治研修所長は、新たに職員となった者にハラスメントに関する基本的な事項について理解させ、並びに新たに管理監督者となった職員その他職責等を考慮して総務部長が定める職員にハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させるために、研修を実施するものとする。

(調査等)

第7条 総務部長は、知事部局、出納事務局及び労働委員会事務局（以下「知事部局等」という。）におけるハラスメントの実態を的確に把握し、ハラスメントと疑われる問題の早期発見及び早期解消を図るため、知事部局等に在籍する職員に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情相談への対応)

第8条 部局長は、総務部長の定めるところにより、ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を配置し、相談員が苦情相談を受けるのに必要な体制を整備するものとする。

2 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、総務部長が苦情相談への対応について定める要領に十分留意しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、苦情相談の内容その他苦情相談に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。当該事務に従事しなくなった場合又は職員でなくなった場合においても、同様とする。

2 前条第2項の規定により相談員から苦情相談に係る問題の事実関係の確認を受けた職員は、当該確認において知り得た秘密を漏らしてはならない。職員でなくなった場合においても同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 知事は、職員が苦情相談を申し出たこと、苦情相談に係る問題の事実関係の確認に協力したこと等を理由として、当該職員又は当該事実関係の確認に協力した職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(対応措置)

第11条 知事は、第4条第1項の規定に違反した職員、正当な理由なく第9条の規定に違反した職員及び前条に規定する不利益な取扱いを行った職員に対して、懲戒処分その他必要な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第12条 この訓令に定めるもののほか、ハラスメントの防止等に関し必要な事項は総務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(沖縄県職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の廃止)

2 沖縄県職員セクシュアル・ハラスメント防止規程(平成11年沖縄県訓令第14号)は、廃止する。

沖縄県訓令第5号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員服務規程(昭和47年沖縄県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「地公法」という。」を加える。

第6条の9第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)」を「地公法」に改める。

第10条第1項中「沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)」を「勤務時間条例」に改める。

別表中「基地対策統括監」を「基地対策統括監
地域外交統括監」に、

「生活企画統括監
子ども福祉統括監
医療企画統括監
保健衛生統括監」を「生活福祉統括監
こども未来統括監
保健衛生統括監
医療介護統括監」に改める。

第18号様式中「沖縄県知事 氏 名」を「沖縄県知事 氏 名」に、「所属職 氏 名 ㊟」を「所属職・氏名」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第6号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程の一部を改正する訓令

会計年度任用職員の報酬及び期末手当に関する規程（令和2年沖縄県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の給与に関する規程

第1条中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に、「第2条第1項ただし書」を「第3条第1項ただし書」に、「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に、「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「報酬及び期末手当」を「給与」に改める。

第2条の見出し及び同条第1項中「第2条第1項ただし書」を「第3条第1項ただし書」に改め、同項中第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) と畜・食鳥検査非常勤獣医師

第2条第2項中「第13条第2項」を「第12条第2項」に、「第12号」を「第14号」に改める。

第3条の表中

消防学校施設等管理補助員	行政職給料表	1級	を
消防学校施設等管理補助員	行政職給料表	1級	に、
平和祈念資料館学芸員	行政職給料表	1級	
八重山平和祈念館学芸員	行政職給料表	1級	
生活保護業務巡回支援員	行政職給料表	2級	を
有料老人ホーム専門指導員	行政職給料表	3級	
介護サービス事業者等指導・支援員	行政職給料表	3級	
児童扶養手当等認定事務員	行政職給料表	1級	
ヤングケアラー・コーディネーター	行政職給料表	3級	
認可外保育施設立入調査員	行政職給料表	3級	
生活保護業務巡回支援員	行政職給料表	2級	に、
交通事故相談員	行政職給料表	1級	を
人権啓発・相談事務専門員	行政職給料表	1級	
交通事故相談員	行政職給料表	1級	に改

め、同表面接相談員の項及び介護扶助適正化支援員の項中「1級」を「2級」に改め、同表中

資産活用調査員	行政職給料表	2級	を
女性相談員	行政職給料表	1級	
家庭児童支援員	行政職給料表	1級	
母子・父子福祉協力員	行政職給料表	1級	
母子・父子自立支援員	行政職給料表	1級	
女性相談所生活指導専門員	行政職給料表	1級	
児童コーディネーター	行政職給料表	1級	
ケースワーク協力員	行政職給料表	1級	
心理療法専門員	行政職給料表	1級	
児童指導員	行政職給料表	1級	
若夏学院生活指導専門員	行政職給料表	1級	
家庭支援専門相談員	行政職給料表	1級	
児童生活支援員	行政職給料表	1級	
児童自立支援員	行政職給料表	3級	
個別対応職員	行政職給料表	1級	
児童虐待相談専門員	行政職給料表	3級	
里親対応専門員	行政職給料表	3級	
児童虐待ホットライン対応相談員	行政職給料表	3級	
心理判定専門員	行政職給料表	1級	
児童相談所生活指導専門員	行政職給料表	1級	
学習指導専門員	教育職給料表(3)	2級	
非行相談専門員	行政職給料表	3級	
里親等委託調整員	行政職給料表	3級	
受付相談専門員	行政職給料表	3級	
生活指導保育専門員	行政職給料表	1級	
計量業務補助員	行政職給料表	1級	
平和祈念資料館学芸員	行政職給料表	1級	
八重山平和祈念館学芸員	行政職給料表	1級	

資産活用調査員	行政職給料表	2級
計量業務補助員	行政職給料表	1級
心理判定専門員	行政職給料表	1級
家庭児童支援員	行政職給料表	1級
母子・父子福祉協力員	行政職給料表	1級

母子・父子自立支援員	行政職給料表	1級	に、
女性相談支援員	行政職給料表	3級	
児童扶養手当等認定事務員	行政職給料表	1級	
ヤングケアラー・コーディネーター	行政職給料表	3級	
認可外保育施設立入調査員	行政職給料表	3級	
人権啓発・相談事務専門員	行政職給料表	1級	
若夏学院生活指導専門員	行政職給料表	1級	
家庭支援専門相談員	行政職給料表	1級	
児童生活支援員	行政職給料表	1級	
児童自立支援員	行政職給料表	3級	
個別対応職員	行政職給料表	1級	
心理療法専門員	行政職給料表	1級	
児童虐待相談専門員	行政職給料表	3級	
里親対応専門員	行政職給料表	3級	
児童虐待ホットライン対応相談員	行政職給料表	3級	
児童相談所生活指導専門員	行政職給料表	1級	
学習指導専門員	教育職給料表(3)	2級	
非行相談専門員	行政職給料表	3級	
里親等委託調整員	行政職給料表	3級	
受付相談専門員	行政職給料表	3級	
生活指導保育専門員	行政職給料表	1級	
女性相談支援センター生活支援専門員	行政職給料表	1級	
児童支援員	行政職給料表	1級	
児童コーディネーター	行政職給料表	2級	
ケースワーク協力員	行政職給料表	2級	
国民健康保険医療給付専門指導員	行政職給料表	3級	を
国民健康保険医療給付専門指導員	行政職給料表	3級	に改
有料老人ホーム専門指導員	行政職給料表	3級	
介護サービス事業者等指導・支援員	行政職給料表	3級	

め、同表指定感染症等対応支援員の項及びと畜・食鳥検査非常勤獣医師の項を削り、同表求人開拓支援員の項中「求人開拓支援員」を「就職支援員」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第7号

知 事 部 局

庶務事務取扱規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

庶務事務取扱規程を廃止する訓令

庶務事務取扱規程（昭和47年沖縄県訓令第29号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第8号

知 事 部 局
労働委員会事務局

沖縄県職員の被服等貸与規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員の被服等貸与規程等の一部を改正する訓令

（沖縄県職員の被服等貸与規程の一部改正）

第1条 沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に、「消費・くらし安全課」を「生活安全安心課」に、「衛生薬務課」を「薬務生活衛生課」に改める。

（沖縄県職員の駐在等に関する規程の一部改正）

第2条 沖縄県職員の駐在等に関する規程（昭和50年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「アジア経済戦略課」を「グローバルマーケット戦略課」に改める。

（沖縄県職員倫理規程の一部改正）

第3条 沖縄県職員倫理規程（平成9年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長
保健医療部	保健医療部長

を

「

生活福祉部	生活福祉部長
こども未来部	こども未来部長
保健医療介護部	保健医療介護部長

に改める。」

（沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程の一部改正）

第4条 沖縄県衛生環境研究所ハブ研究嘱託員設置規程（平成12年沖縄県訓令第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「保健医療部保健医療総務課長」を「保健医療介護部保健医療総務課長」に改める。

第9条中「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

（沖縄県職員人事評価実施規程の一部改正）

第5条 沖縄県職員人事評価実施規程（平成27年沖縄県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「基地対策統括監」の次に「、地域外交統括監」を加え、「生活企画統括監、子ども福祉統括監、医療企画統括監、保健衛生統括監、感染症対策統括監」を「生活福祉統括監、こども未来統括監、保健衛生統括監、医療介護統括監」に改め、同表注4中「福祉企画監」を「監査指導監、こども企画

監」に改め、「家畜防疫対策監」の次に「、エネルギー政策推進監、グローバル戦略推進監」を、「企業誘致対策監」の次に「、無形文化遺産推進監」を加え、「、水質管理監」を削り、「及び設備事業監」を「、設備事業監及び審査指導監」に改め、同表注9中「課長補佐」を「支援主幹、財政調整主幹」に改める。

別表第5の1の項の表中

子ども生活福祉部	福祉政策課	総務企画班長	総務企画班主査	を
保健医療部	保健医療総務課	総務班長	総務班主査	
に				
生活福祉部	福祉政策課	総務企画班長	総務企画班主査	に
こども未来部	こども若者政策課	総務班長	総務班主査	
保健医療介護部	保健医療総務課	総務企画班長	総務企画班主査	

改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第9号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「、課長補佐」を削る。

第8条第2項第13号中「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。

第13条第1項及び第17条第1項中「課長補佐、」を削る。

別表第1中「基地対策統括監」を「基地対策統括監
地域外交統括監」に、
 「生活企画統括監
子ども福祉統括監
医療企画統括監
保健衛生統括監
感染対策統括監」を
 「生活福祉統括監
こども未来統括監
保健衛生統括監
医療介護統括監」
 に改める。

別表第2中「基地環境対策監」を「基地環境対策監
こども企画監」に改める。

別表第2の2中「福祉企画監
企業誘致対策監」を「監査指導監
エネルギー政策推進監
グローバル戦略推進監」に改める。
 企業誘致対策監
無形文化遺産推進監」

別表第2の3中「地域外交室長
行政情報センター室長」を「行政情報センター室長」に、「北部医療センター・医師確保
戦略推進室長

保推進室長」を「北部医療センター・医師確保推進室長」に、「FIBAバスケットボールワールドカップ
2023開催支援室長」を「沿道景観推進室長」に改める。

別表第3子ども生活福祉部の表中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同表高齢者福祉介護課の項から子育て支援課の項までを削り、同表消費・くらし安全課の項中「消費・くらし安全課」を「生活安

「全安心課」に改め、同表女性力・平和推進課の項を削り、同表の次に次の1表を加える。

こども未来部

課名	知事決裁事項	部長等専決事項	統括監専決事項
こども若者政策課		1 沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第8条の規定に基づき、同条各号に掲げるものを表彰すること。	
こども家庭課		1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。 2 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。 3 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、無認可児童福祉施設の事業の停止又はその閉鎖を命ずること。 4 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業の許可をすること。 5 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、同法第6条第1項の許可を取り消すこと。 6 社会福祉法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。 7 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定を行うこと。 8 社会福祉法第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。 9 社会福祉法第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。 10 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。	1 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。 2 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。 3 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第15条の規定に基づき、民間あっせん機関に対し、業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずること。 4 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第16条第2項の規定に基づき、養子縁組あっせん事業の全部又は一部の停止を命ずること。 5 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。 6 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員職務を行うべき者を選任すること。 7 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。 8 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。 9 社会福祉法第45条の36第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。 10 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。 11 社会福祉法第50条第4項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併を認可すること。 12 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。 13 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。 14 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。 15 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了

			<p>を承認すること。</p> <p>16 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>17 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>18 社会福祉法第56条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>19 社会福祉法第56条第7項の規定に基づき、社会福祉法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員を解職を勧告すること。</p> <p>20 社会福祉法第57条の規定に基づき、社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p> <p>21 社会福祉法第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第1種社会福祉事業の経営を許可すること。</p>
<p>子育て支援課</p>	<p>1 私立学校法第62条の規定に基づき、学校法人（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下この項において同じ。）にその解散を命ずること。</p>	<p>1 児童福祉法第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。</p> <p>2 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>3 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、無認可児童福祉施設の事業の停止又はその閉鎖を命ずること。</p> <p>4 社会福祉法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。</p> <p>5 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定を行うこと。</p> <p>6 社会福祉法第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>7 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p> <p>8 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼稚園以外の認定こども園の認定を行うこと。</p> <p>9 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法</p>	<p>1 児童福祉法第18条の6第1項の規定に基づき、指定保育士養成施設を指定すること。</p> <p>2 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること。</p> <p>3 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>4 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>5 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員を職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>6 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。</p> <p>7 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>8 社会福祉法第45条の36第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。</p> <p>9 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>10 社会福祉法第50条第4項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併を認可すること。</p> <p>11 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。</p> <p>12 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。</p> <p>13 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項</p>

		<p>律第7条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消すこと。</p> <p>10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置を認可すること。</p> <p>11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第22条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置の認可を取り消すこと。</p> <p>12 学校教育法第4条の規定に基づき、私立幼稚園の設置又は廃止を認可すること。</p> <p>13 学校教育法第13条の規定に基づき、私立幼稚園の閉鎖を命ずること。</p> <p>14 私立学校法第31条の規定に基づき、学校法人の寄附行為を認可すること。</p> <p>15 私立学校法第50条第2項の規定に基づき、学校法人の解散を認可し、又は認定すること。</p>	<p>の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。</p> <p>14 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。</p> <p>15 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>16 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>17 社会福祉法第56条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>18 社会福祉法第56条第7項の規定に基づき、社会福祉法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。</p> <p>19 社会福祉法第57条の規定に基づき、社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p> <p>20 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の廃止、休止又は設置者の変更を認可すること。</p> <p>21 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第20条の規定に基づき、必要な改善を勧告すること又は改善を命ずること。</p> <p>22 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の事業の休止又は施設の閉鎖を命ずること。</p> <p>23 私立学校法第32条第1項の規定に基づき、学校法人の寄附行為を定めること。</p> <p>24 母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第5項の規定に基づき、指定養育医療機関を指定すること。</p> <p>25 母子保健法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の4の規定に基づき、指定養育医療機関の管理者に報告を求め、若しくは職員に検査させ、又は指定養育医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることを指示し、若しくは差し止めること。</p> <p>26 母子保健法第20条第6項において準用する児童福祉法第21条の9第7項の規定に基づき、指定養育医療機関の指定を取り消すこと。</p>
<p>女性力・ダイバーシティ推進課</p>		<p>1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の設置を認可すること。</p> <p>2 児童福祉法第58条の規定に基づき、児童福祉施設の設置の認可を取り消すこと。</p>	<p>1 沖縄県差別のない社会づくり条例（令和5年沖縄県条例第13号）第11条第1項の規定に基づき、表現活動の内容の概要及び表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表すること。</p> <p>2 児童福祉法第35条第12項の規定に基づき、児童福祉施設の廃止又は休</p>

		<p>すこと。</p> <p>3 児童福祉法第59条第5項の規定に基づき、無認可児童福祉施設の事業の停止又はその閉鎖を命ずること。</p> <p>4 社会福祉法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。</p> <p>5 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定を行うこと。</p> <p>6 社会福祉法第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。</p> <p>7 社会福祉法第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。</p> <p>8 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。</p>	<p>止を承認すること。</p> <p>3 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第10条第1項の規定による貸付申請書を厚生労働大臣に提出すること。</p> <p>4 児童福祉法第46条第4項の規定に基づき、児童福祉施設の事業の停止を命ずること。</p> <p>5 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>6 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>7 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。</p> <p>8 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。</p> <p>9 社会福祉法第45条の36第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。</p> <p>10 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。</p> <p>11 社会福祉法第50条第4項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併を認可すること。</p> <p>12 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。</p> <p>13 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。</p> <p>14 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。</p> <p>15 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。</p> <p>16 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>17 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>18 社会福祉法第56条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>19 社会福祉法第56条第7項の規定に基づき、社会福祉法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告すること。</p> <p>20 社会福祉法第57条の規定に基づき、社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p> <p>21 社会福祉法第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第1種</p>
--	--	---	---

			社会福祉事業の経営を許可すること。
--	--	--	-------------------

別表第3保健医療部の表中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同表地域保健課の項統括監専決事項の欄中第1号から第5号までを削り、第6号を第1号とし、第7号から第11号までを5号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

感染症対策課			<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38条第1項の規定に基づき、特定感染症指定医療機関の指定について厚生労働大臣と協議すること。 2 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定に基づき、臨時予防接種を指示し、又は実施すること。
--------	--	--	--

別表第3保健医療部の表衛生薬務課の項中「衛生薬務課」を「薬務生活衛生課」に改め、同表に次のように加える。

高齢者介護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の設立を認可すること。 2 社会福祉法第46条第2項の規定に基づき、社会福祉法人の解散の認可又は認定を行うこと。 3 社会福祉法第56条第8項の規定に基づき、社会福祉法人の解散を命ずること。 4 社会福祉法第62条第2項の規定に基づき、社会福祉施設の設置を許可すること。 5 社会福祉法第72条の規定に基づき、社会福祉事業の経営を制限し、若しくは停止を命じ、又は許可を取り消すこと。 6 介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。 7 介護保険法第92条第1項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。 8 介護保険法第104条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第4項の規定に基づき、社会福祉法人の養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置を認可すること。 2 老人福祉法第16条第3項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの廃止又は休止の時期を認可すること。 3 老人福祉法第19条第1項の規定に基づき、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は施設の設置の認可を取り消すこと。 4 老人福祉法第29条第4項の規定に基づき、有料老人ホームの運営等に関し必要な措置をとるべきことを命ずること。 5 社会福祉法第42条第2項の規定に基づき、一時評議員の職務を行うべき者を選任すること。 6 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づき、一時役員の職務を行うべき者を選任すること。 7 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づき、評議員会の招集を許可すること。 8 社会福祉法第45条の17第3項において準用する同法第45条の6第2項の規定に基づき、一時理事長の職務を行うべき者を選任すること。 9 社会福祉法第45条の36第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の定款の変更を認可すること。 10 社会福祉法第47条の4第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する裁判所に対し、意見を述べること。 11 社会福祉法第50条第4項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の吸収合併を認可すること。
--------	--	---

	<p>9 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた平成18年改正法第26条の規定による改正前の介護保険法第114条第1項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>10 介護保険法第114条の6第1項の規定に基づき、介護医療院の開設の許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p> <p>11 介護保険法第115条の8第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。</p>		<p>12 社会福祉法第54条の6第3項において準用する同法第32条の規定に基づき、社会福祉法人の新規合併を認可すること。</p> <p>13 社会福祉法第55条の2第9項の規定に基づき、社会福祉充実計画を承認すること。</p> <p>14 社会福祉法第55条の3第3項において準用する同法第55条の2第9項の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の変更を承認すること。</p> <p>15 社会福祉法第55条の4の規定に基づき、承認社会福祉充実計画の終了を承認すること。</p> <p>16 社会福祉法第56条第4項の規定に基づき、必要な措置をとるべき旨を勧告すること。</p> <p>17 社会福祉法第56条第5項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に従わなかった旨を公表すること。</p> <p>18 社会福祉法第56条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定に基づく勧告に係る措置をとるべき旨を命ずること。</p> <p>19 社会福祉法第56条第7項の規定に基づき、社会福祉法人の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員了解職を勧告すること。</p> <p>20 社会福祉法第57条の規定に基づき、社会福祉法人の行う公益事業又は収益事業の停止を命ずること。</p> <p>21 社会福祉法第67条第2項の規定に基づき、施設を必要としない第1種社会福祉事業の経営を許可すること。</p> <p>22 介護保険法第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定すること。</p> <p>23 介護保険法第48条第1項第1号の規定に基づき、指定介護老人福祉施設を指定すること。</p> <p>24 介護保険法第53条第1項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定すること。</p> <p>25 介護保険法第94条の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可すること。</p> <p>26 介護保険法第107条の規定に基づき、介護医療院の開設を許可すること。</p> <p>27 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第4項の規定に基づき、介護支援専門員実務研修受講試験の実施機関を指定すること。</p> <p>28 介護保険法施行令第35条の2第6項の規定に基づき、介護支援専門員実務研修の実施機関を指定すること。</p>
--	---	--	--

別表第3 農林水産部の表漁港漁場課の項中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

別表第3 土木建築部の表建築指導課の項部長等専決事項の欄第8号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第3条第1項」を「第10条第1項」に改め、「関係市町村長の意見を聴い

て」を削り、「宅地造成」を「宅地造成等」に改め、同欄中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号の次に次の3号を加える。

9 宅地造成及び特定盛土等規制法第26条第1項の規定のに基づき、特定盛土等工事規制区域を指定すること。

10 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第1項の規定のに基づき、造成宅地防災区域を指定すること。

11 宅地造成及び特定盛土等規制法第45条第2項の規定のに基づき、造成宅地防災区域の指定を解除すること。

別表第4中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第10号

知 事 部 局

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県部等内協議機関設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県部等内協議機関設置規程（昭和61年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

別表売春防止対策本部の項を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第11号

知 事 部 局

労働委員会事務局

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県会計年度任用職員の職の設置に関する規程（平成28年沖縄県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

知事公室	消防学校施設等管理補助員	消防学校の敷地、建物、設備、備品等の維持管理等に関する補助的又は定型的な業務	を
知事公室	消防学校施設等管理補助員	消防学校の敷地、建物、設備、備品等の維持管理等に関する補助的又は定型的な業務	
知事公室	平和祈念資料館学芸員	資料の調査、収集、整理等に関する補助的又は定型的な業務	に、
知事公室	八重山平和祈念資料館学芸員	展示物及び資料の収集、保存、管理等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	社会福祉法人等指導監査専門員	社会福祉法人等の会計業務に係る指導監査、情報の収集並びに関係資料の作成及び整理に関する補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	援護事務相談員	旧軍人等の履歴確認調査、恩給、年金、各種給付金	

		等の請求の審査及び調査等に関する補助的又は定型的な業務			
生活福祉部	援護事務相談員	旧軍人等の履歴確認調査、恩給、年金、各種給付金等の請求の審査及び調査等に関する補助的又は定型的な業務	に、		
子ども生活福祉部	生活保護診療報酬明細書審査員	を	に、	生活福祉部	生活保護診療報酬明細書審査員
子ども生活福祉部	生活保護等非常勤医			生活福祉部	生活保護等非常勤医
子ども生活福祉部	中国残留邦人等帰国者支援相談員			生活福祉部	中国残留邦人等帰国者支援相談員
子ども生活福祉部	生活保護業務巡回支援員			生活福祉部	生活保護業務巡回支援員
子ども生活福祉部	有料老人ホーム専門指導員	届出を行っていない有料老人ホームに関する情報の収集、調査等に関する補助的又は定型的な業務	を		
子ども生活福祉部	介護サービス事業者等指導・支援員	介護サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務			
子ども生活福祉部	児童扶養手当等認定事務員	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する補助的又は定型的な業務			
子ども生活福祉部	ヤングケアラー・コーディネーター	ヤングケアラーに関する相談支援、助言、調整等に関する補助的又は定型的な業務			
子ども生活福祉部	認可外保育施設立入調査員	認可外保育施設の改善指導、調査、情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務			
子ども生活福祉部	施設医療給付専門指導員	児童福祉法に基づく施設医療に係る診療報酬明細書の点検、過誤調整等に関する補助的又は定型的な業務			
生活福祉部	施設医療給付専門指導員	児童福祉法に基づく施設医療に係る診療報酬明細書の点検、過誤調整等に関する補助的又は定型的な業務	に、		
子ども生活福祉部	広域相談専門員	を	に、	生活福祉部	広域相談専門員
子ども生活福祉部	障害福祉サービス事業者等指導・支援員			生活福祉部	障害福祉サービス事業者等指導・支援員
子ども生活福祉部	情報公表事務補助員			生活福祉部	情報公表事務補助員
子ども生活福祉部	更生援護専門員			生活福祉部	更生援護専門員
子ども生活福祉部	民間非営利活動支援相談員			生活福祉部	民間非営利活動支援相談員

子ども生活福祉部	交通事故相談員		生活福祉部	交通事故相談員	
子ども生活福祉部	人権啓発・相談事務専門員	不当な差別その他の人権侵害に関する相談対応等に関する補助的又は定型的な業務			
生活福祉部及び子ども未来部	社会福祉法人等指導監査専門員	社会福祉法人等の会計業務に係る指導監査、情報の収集並びに関係資料の作成及び整理に関する補助的又は定型的な業務			
子ども生活福祉部	就労促進指導員		生活福祉部	就労促進指導員	
子ども生活福祉部	面接相談員		生活福祉部	面接相談員	
子ども生活福祉部	生活保護認定調査員		生活福祉部	生活保護認定調査員	
子ども生活福祉部	生活保護新規申請調査員		生活福祉部	生活保護新規申請調査員	
子ども生活福祉部	介護扶助適正化支援員		生活福祉部	介護扶助適正化支援員	
子ども生活福祉部	健康管理支援員		生活福祉部	健康管理支援員	
子ども生活福祉部	適正保護推進員	を	生活福祉部	適正保護推進員	に、
子ども生活福祉部	生活保護現業支援員		生活福祉部	生活保護現業支援員	
子ども生活福祉部	生活保護医療扶助相談・指導員		生活福祉部	生活保護医療扶助相談・指導員	
子ども生活福祉部	学習支援専門員		生活福祉部	学習支援専門員	
子ども生活福祉部	債権管理適正化調査員		生活福祉部	債権管理適正化調査員	
子ども生活福祉部	生活保護法律専門家		生活福祉部	生活保護法律専門家	
子ども生活福祉部	資産活用調査員		生活福祉部	資産活用調査員	
子ども生活福祉部	女性相談員	要保護女子等の相談対応、必要な支援の実施、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の書面作成等に関する補助的又は定型的な業務			を
生活福祉部	計量業務補助員	計量法に基づく検査、検定、立入調査等に関する補助的又は定型的な業務			

生活福祉部及びこども未来部	心理判定専門員	療育手帳の判定及び事後指導、発達相談に係る判定及び指導に関する補助的又は定型的な業務	に、
生活福祉部	家庭児童支援員	児童福祉に関する相談対応、必要な情報収集、統計調査等に関する補助的又は定型的な業務	
生活福祉部	母子・父子福祉協力員	母子家庭等に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還計画等の指導に関する補助的又は定型的な業務	
生活福祉部	母子・父子自立支援員	母子家庭等の自立に向けた情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動の支援に関する補助的又は定型的な業務	
生活福祉部及びこども未来部	女性相談支援員	困難な問題を抱える女性の相談対応、専門的技術に基づいた必要な援助の実施、配偶者暴力防止法に基づく保護命令の書面作成等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	家庭児童支援員	児童福祉に関する相談対応、必要な情報収集、統計調査等に関する補助的又は定型的な業務	に、
子ども生活福祉部	母子・父子福祉協力員	母子家庭等に対する母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還計画等の指導に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	母子・父子自立支援員	母子家庭等の自立に向けた情報提供及び指導並びに職業能力の向上及び求職活動の支援に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	女性相談所生活指導専門員	入所者の生活指導及び相談、健康管理、要保護女子の緊急受入れ等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童コーディネーター	配偶者からの暴力を受けた者等が同伴する児童の支援のための関係機関との連絡調整に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	ケースワーク協力員	配偶者からの暴力を受けた者の安全の確保のための警察との連携等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	心理療法専門員	入所者の心理療法の実施等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童指導員	一時保護児童等の生活指導、学習指導、行動観察緊急時の対応等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	調理専門員	入所児童又は入所者に提供する給食の調理に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	若夏学院生活指導専門員	入所児童の生活指導及び学習指導、健康管理等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	家庭支援専門相談員	児童相談所その他関係機関との連絡調整、入所予定児童の入所の調整、保護者等への助言等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童生活支援員	入所児童への生活指導等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童自立支援員	入所児童の自立のための支援に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	個別対応職員	被虐待児等のうち特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での個別対応等に関する	

		補助的又は定型的な業務	を
子ども生活福祉部	児童虐待相談専門員	被虐待児童及び保護者の対応、関係機関との連絡調整及び情報把握等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童虐待対応法律専門家	児童相談所が通告を受けた児童虐待の相談等に係る法律上の問題及び司法的手法を用いた対応方法等の助言に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	里親対応専門員	里親等からの相談対応、委託児童の養育状況の把握等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童虐待ホットライン対応相談員	夜間及び休日の児童虐待の通告への対応に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	心理判定専門員	療育手帳の判定及び事後指導、発達相談に係る判定及び指導に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	児童相談所生活指導専門員	入所児童の生活指導及び学習指導、健康管理、入所受入れ等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	学習指導専門員	入所児童の個々の学力に応じた学習の指導等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	言語治療指導員	児童及び保護者からの言語療法に係る相談への対応及び指導に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	非行相談専門員	非行児童又はその保護者に対する指導、訪問支援等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	里親等委託調整員	里親等の選定、自立支援計画の作成及び委託児童の自立に向けた支援に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	受付相談専門員	児童に関する家庭その他からの相談の重篤度及び緊急度に応じた振り分け、緊急の受理会議の対応並びに児童相談等に関する相談の受理及び基礎調査に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	生活指導保育専門員	一時保護が行われた小学校就学前の子どもの生活指導及び保育に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	計量業務補助員	計量法に基づく検査、検定、立入調査等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	平和祈念資料館学芸員	資料の調査、収集、整理等に関する補助的又は定型的な業務	
子ども生活福祉部	八重山平和祈念館学芸員	展示物及び資料の収集、保存、管理等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童扶養手当等認定事務員	児童扶養手当及び特別児童扶養手当の認定に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	ヤングケアラー・コーディネーター	ヤングケアラーに関する相談支援、助言、調整等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	認可外保育施設立入調査員	認可外保育施設の改善指導、調査、情報の収集等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	人権啓発・相談事務専門員	不当な差別その他の人権侵害に関する相談対応等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	若夏学院生活指導専門員	入所児童の生活指導及び学習指導、健康管理等に関する補助的又は定型的な業務	

こども未来部	家庭支援専門相談員	児童相談所その他関係機関との連絡調整、入所予定児童の入所の調整、保護者等への助言等に関する補助的又は定型的な業務	に、
こども未来部	児童生活支援員	入所児童への生活指導等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童自立支援員	入所児童の自立のための支援に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	個別対応職員	被虐待児等のうち特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での個別対応等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	心理療法専門員	入所者の心理療法の実施等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	調理専門員	入所児童又は入所者に提供する給食の調理に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童虐待相談専門員	被虐待児童及び保護者の対応、関係機関との連絡調整及び情報把握等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童虐待対応法律専門家	児童相談所が通告を受けた児童虐待の相談等に係る法律上の問題及び司法的手法を用いた対応方法等の助言に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	里親対応専門員	里親等からの相談対応、委託児童の養育状況の把握等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童虐待ホットライン対応相談員	夜間及び休日の児童虐待の通告への対応に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童相談所生活指導専門員	入所児童の生活指導及び学習指導、健康管理、入所受入れ等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	学習指導専門員	入所児童の個々の学力に応じた学習の指導等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	言語治療指導員	児童及び保護者からの言語療法に係る相談への対応及び指導に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	非行相談専門員	非行児童又はその保護者に対する指導、訪問支援等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	里親等委託調整員	里親等の選定、自立支援計画の作成及び委託児童の自立に向けた支援に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	受付相談専門員	児童に関する家庭その他からの相談の重篤度及び緊急度に応じた振り分け、緊急の受理会議の対応並びに児童相談等に関する相談の受理及び基礎調査に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	生活指導保育専門員	一時保護が行われた小学校就学前の子どもの生活指導及び保育に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	女性相談支援センター生活支援専門員	入所者の生活支援及び相談、健康管理、困難な問題を抱える女性の緊急受入れ等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童支援員	一時保護児童等の生活支援、学習支援、行動観察緊急時の対応等に関する補助的又は定型的な業務	
こども未来部	児童コーディネーター	配偶者からの暴力を受けた者等が同伴する児童の支援のための関係機関との連絡調整に関する補助的又は定型的な業務	

こども未来部	ケースワーク協力員	配偶者からの暴力を受けた者の安全の確保のための警察との連携等に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療部	看護師等修学資金相談員		を	
保健医療部	衛生検査所精度管理専門員			
保健医療部	医療安全相談員			
保健医療部	医療従事者養成校等支援相談員			
保健医療部	沖縄県災害医療コーディネーター			
保健医療部	沖縄県口腔保健支援センター歯科衛生士			
保健医療部	精神医療診療報酬明細書審査員			
保健医療部	結核医療診療報酬明細書審査員			
保健医療部	依存症相談員			
保健医療部	沖縄県災害時小児周産期リエゾン			
保健医療部	後期高齢者医療給付専門指導員			
保健医療部	国民健康保険指導監査専門医			
保健医療部	国民健康保険医療給付専門指導員			
保健医療部	放射能調査員	原子力軍艦の入港や核爆発実験時等の環境放射能汚染調査研究に関する補助的又は定型的な業務	を	
保健医療介護部	有料老人ホーム専門指導員	届出を行っていない有料老人ホームに関する情報の収集、調査等に関する補助的又は定型的な業務	に、	
保健医療介護部	介護サービス事業者等指導・支援員	介護サービス事業者の申請・届出等に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療介護部	放射能調査員	原子力軍艦の入港や核爆発実験時等の環境放射能汚染調査研究に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療部	環境保全指導員		保健医療介護部	環境保全指導員

保健医療部	廃棄物監視指導員	を	保健医療介護部	廃棄物監視指導員	に、
保健医療部	がん登録業務補助員		保健医療介護部	がん登録業務補助員	
保健医療部	指定感染症等対応支援員	を	指定感染症等の電話相談等の保健所業務に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療部	地域移行支援専門相談員		精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導、精神障害者の地域移行及び定着のための専門研修等に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療介護部	地域移行支援専門相談員	に、	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導、精神障害者の地域移行及び定着のための専門研修等に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療部	ひきこもり相談支援専門員		を	保健医療介護部	ひきこもり相談支援専門員
保健医療部	自立支援医療業務等専門員	保健医療介護部		自立支援医療業務等専門員	
保健医療部	精神医療審査会業務専門員	保健医療介護部		精神医療審査会業務専門員	
保健医療部	住宅宿泊事業等業務補助員	を	住宅宿泊事業に係る届出の審査及び定期報告並びに旅館業に係る申請の審査等に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療介護部	I H E A T 要員		感染症による健康危機発生時における保健所業務に関する補助的または定型的な業務		
保健医療介護部	住宅宿泊事業等業務補助員	に、	住宅宿泊事業に係る届出の審査及び定期報告並びに旅館業に係る申請の審査等に関する補助的又は定型的な業務		
保健医療部	と畜・食鳥検査非常勤獣医師		を	保健医療介護部	と畜・食鳥検査非常勤獣医師
保健医療部	ハブ研究専門員	保健医療介護部		ハブ研究専門員	
求人開拓支援員	を	就職支援員	に改める。		
<p>附 則 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。</p>					
<p>沖縄県訓令第12号</p>					
<p>知 事 部 局</p>					

特命推進課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

特命推進課設置規程を廃止する訓令

特命推進課設置規程（令和2年沖縄県訓令第18号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第13号

知 事 部 局

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県副知事の担任事項を定める規程の一部を改正する訓令

沖縄県副知事の担任事項を定める規程（令和3年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中キを削り、カをキとし、オを削り、エをカとし、ウをオとし、イの次に次のように加える。

ウ 生活福祉部に関する事項

エ こども未来部に関する事項

第1条第2号ウを削り、同号エ中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同号エを同号ウとし、その次に次のように加える。

エ 文化観光スポーツ部に関する事項

第1条第2号中キをクとし、カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 企業局に関する事項

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第14号

知 事 部 局

感染症総務課設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染症総務課設置規程の一部を改正する訓令

感染症総務課設置規程（令和3年沖縄県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

感染症対策課設置規程

第1条第1項中「の総括等」を「その他の感染症対策」に、「保健医療部」を「保健医療介護部」に、「感染症総務課」を「感染症対策課」に改め、同条第2項中「総務班、総括調査班及び指導認証班」を「業務班及び感染症予防班」に改める。

第2条第1号中「の総括」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 感染症及び結核に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、「新型コロナウイルス感染症対策」の次に「その他の感染症対策」を加え、同号を同条第7号とし、同条第3号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 寄生虫及び原虫病その他疾病予防に関すること。

(4) 風土病に関すること。

(5) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第156条に基づく政令に規定する結核患者医療費の特別公費負担の事務に関すること。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第15号

知 事 部 局

ワクチン・検査推進課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

ワクチン・検査推進課設置規程を廃止する訓令

ワクチン・検査推進課設置規程（令和3年沖縄県訓令第20号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第16号

知 事 部 局

感染症医療確保課設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

感染症医療確保課設置規程を廃止する訓令

感染症医療確保課設置規程（令和4年沖縄県訓令第9号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第17号

知 事 部 局
労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県職員安全衛生管理規程（平成19年沖縄県訓令第39号）の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

（健康管理システム）

第32条 職員の健康に関する記録の保存その他の職員の健康に関する事務の処理は、原則として、健康管理システム（電子計算機を利用して、職員の健康に関する記録の保存その他の職員の健康に関する事務の処理を行うためのシステムで総務部職員厚生課長（以下「職員厚生課長」という。）が管理するものをいう。）により行うものとする。ただし、職員厚生課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第41条第1項中「又は第5号様式の4」を削る。

第44条第3項中「総務部職員厚生課長」を「職員厚生課長」に改める。

第5号様式の3を次のように改める。

第5号様式の3（第41条関係）

産 業 医 意 見 書 （ 復 職 ）

		氏 名	
--	--	-----	--

所 属 名		生 年 月 日	年 月 日
復職（予定）日	/	面接実施日	/
復職への意欲			
疾病の管理状況			
生活のリズム （ 睡眠状況 日中の過ごし方 疲労回復具合等			
安全な通勤方法	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 自家用車 <input type="checkbox"/> その他：		
職務遂行能力の回復状況	<input type="checkbox"/> 遂行可能な状況である。 <input type="checkbox"/> ほぼ遂行可能な状態である。 <input type="checkbox"/> 復職試行・訓練の状態を確認する必要がある（精神疾患のみ）。 <input type="checkbox"/> まだ遂行可能な状態になく、治療・療養の継続が必要である。		
就業上の配慮事項	1. 超過勤務（禁止・制限：復職後 か月頃まで） 2. 出張（禁止・制限：復職後 か月頃まで） 3. 業務の軽減、又は配置転換の必要性について（必要・不要） 4. 勤務軽減措置制度の活用（必要・不要） 5. その他、所属長への助言等、職場復帰に際して考慮すべき事項等 （		
復職に関する意見	1. 復職可 2. 復職不可		
所 属 年 月 日 所 属 長 殿	産 業 医（署名）		

第5号様式の4を削る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第18号

知 事 部 局
 企 業 局 本 庁
 病 院 事 業 局 本 庁
 教 育 庁 本 庁
 議 会 事 務 局
 人 事 委 員 会 事 務 局
 監 査 委 員 会 事 務 局
 労 働 委 員 会 事 務 局

沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県庁舎等防火管理規程（昭和57年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号及び第6号を次のように改める。

- (5) 企業局総務課長
- (6) 病院事業局総務企画課長

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第19号

沖縄県教育委員会教育長訓令第2号

沖縄県警察本部訓令第5号

知 事 部 局
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 介

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県公有財産管理運用委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第54号・沖縄県教育委員会教育長訓令第13号・沖縄県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「子ども生活福祉部生活企画統括監
保健医療部医療企画統括監」 を 「生活福祉部生活福祉統括監
子ども未来部子ども未来統括監
保健医療介護部保健衛生統括監」 に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第20号

知 事 部 局

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

県政運営会議設置規程の一部を改正する訓令

県政運営会議設置規程（昭和59年沖縄県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「9人」を「10人」に改め、同条第3項中「生活企画統括監、医療企画統括監」を「生活福祉統括監、子ども未来統括監、保健衛生統括監」に改め、同条第6項中「前日の午前9時30分に開催するものと」を「前日に開催」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、幹事長が必要と認める場合は、書面その他の方法により開催することができる。

第12条の見出し中「日時」を削り、同条中「日時」を「日」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、知事が必要と認める場合は、書面その他の方法により開催することができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第21号

沖縄県企業局訓令第2号

沖縄県病院事業局訓令第3号

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

沖縄県警察本部訓令第20号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

警 察 本 部

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事	玉	城	康	裕
沖縄県企業局長	松	田		了
沖縄県病院事業局長	本	竹	秀	光
沖縄県教育委員会教育長	半	嶺		満
沖縄県警察本部長	鎌	谷	陽	之

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県振興推進委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第59号・沖縄県企業局訓令第5号・沖縄県病院事業局訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第19号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども生活福祉部長
保健医療部長」を「生活福祉部長
こども未来部長
保健医療介護部長」に改める。

別表第2中「生活企画統括監
医療企画統括監」を「生活福祉統括監
こども未来統括監
保健衛生統括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第22号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

沖縄県企業局訓令第3号

庁 内 一 般
教 育 庁 局
企 業 局

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事	玉	城	康	裕
沖縄県教育委員会教育長	半	嶺		満
沖縄県企業局長	松	田		了

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県駐留軍用地跡地利用推進連絡協議会設置規程（平成19年沖縄県訓令第53号・沖縄県教育委員会教育長訓令第12号・沖縄県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「子ども生活福祉部長」を「生活福祉部長」に、「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

別表第2中「子ども生活福祉部障害福祉課長」を「生活福祉部障害福祉課長」に、「保健医療部保健医療総務課長」を「保健医療介護部保健医療総務課長」に、「保健医療部衛生業務課長」を「保健医療介護部業務生活衛生課長」に、「商工労働部アジア経済戦略課長」を「商工労働部グローバルマーケット戦略課長」に、「企業局総務企画課長」を「企業局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第23号

沖縄県企業局訓令第4号

沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県教育委員会教育長訓令第5号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 企 業 局 長 松 田 了
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 本 竹 秀 光
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満

沖縄県土地利用対策委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県土地利用対策委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第58号・沖縄県企業局訓令第4号・沖縄県病院事業局訓令第5号・沖縄県教育委員会教育長訓令第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「企業局総務企画課長」を「企業局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第24号

沖縄県企業局訓令第5号

沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県教育委員会教育長訓令第6号

沖縄県警察本部訓令第21号

庁 内 一 般
企 業 局
病 院 事 業 局
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 企 業 局 長 松 田 了
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長 本 竹 秀 光
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 之

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県渇水対策本部設置規程（平成19年沖縄県訓令第57号・沖縄県企業局訓令第3号・沖縄県病院事業局訓令第4号・沖縄県教育委員会教育長訓令第16号・沖縄県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「子ども生活福祉部長
保健医療部長」を 「生活福祉部長
こども未来部長
保健医療介護部長」に改める。

別表第2中 「子ども生活福祉部福祉政策課長
保健医療部保健医療総務課長
保健医療部衛生薬務課長」を 「生活福祉部福祉政策課長
こども未来部こども若者政策課長
保健医療介護部保健医療総務課長
保健医療介護部薬務生活衛生課長」

企画課長」を「企業局総務課長」に、「病院事業局病院事業総務課長」を「病院事業局総務企画課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第25号
沖縄県教育委員会教育長訓令第7号
沖縄県警察本部訓令第22号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 之

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県消費者行政連絡会議設置規程（平成18年沖縄県訓令第74号・沖縄県教育委員会教育長訓令第9号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「子ども生活福祉部生活企画統括監」を「生活福祉部生活福祉統括監」に改め、同条第3項中「子ども生活福祉部消費・くらし安全課長（以下「消費・くらし安全課長」を「生活福祉部生活安全安心課長（以下「生活安全安心課長」に改める。

第7条第4項中「消費・くらし安全課長」を「生活安全安心課長」に改める。

第8条中「子ども生活福祉部消費・くらし安全課」を「生活福祉部生活安全安心課」に改める。

別表第1中	「子ども生活福祉部福祉政策課長	を	「生活福祉部福祉政策課長
	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長		生活福祉部障害福祉課長
	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長		こども未来部こども若者政策課長
	子ども生活福祉部障害福祉課長		保健医療介護部医療政策課長
	保健医療部医療政策課長		保健医療介護部健康長寿課長
	保健医療部健康長寿課長		保健医療介護部薬務生活衛生課長
保健医療部衛生薬務課長	保健医療介護部高齢者介護課長		保険医療介護部地域包括ケア推進課長」

に、「商工労働部マーケティング戦略推進課長」を「商工労働部グローバルマーケット戦略課長」に改める。

別表第2中	「子ども生活福祉部福祉政策課地域福祉推進班班長	を	「生活福祉部福祉政策
	子ども生活福祉部高齢者福祉介護課高齢化対策・介護人材班班長		生活福祉部障害福祉
	子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班班長		こども未来部こども
	子ども生活福祉部障害福祉課計画推進班班長		保健医療介護部医療
	保健医療部医療政策課企画班班長		保健医療介護部健康
	保健医療部健康長寿課健康推進班班長		保健医療介護部薬務
保健医療部衛生薬務課食品乳肉班班長	保健医療介護部高齢		保健医療介護部地域

課地域福祉推進班班長

課計画推進班班長

若者政策課青少年若者育成班班長

政策課企画班班長

長寿課健康推進班班長

生活衛生課食品乳肉班班長

者介護課指導班班長

包括ケア推進課地域包括ケア推進班班長」

「商工労働部産業政策課エネルギー対策班班長
進班班長」を 商工労働部グローバルマーケット戦略課マーケット開拓班班長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第26号

沖縄県教育委員会教育長訓令第8号

沖縄県警察本部訓令第23号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 之

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県男女共同参画行政推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第21号・沖縄県教育委員会教育長訓令第3号・沖縄県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「子ども生活福祉部」を「こども未来部」に改め、同条第3項中「子ども生活福祉部長」を「こども未来部長」に改める。

第6条第4項中「子ども生活福祉部生活企画統括監」を「こども未来部こども未来統括監」に、「女性力・平和推進課長」を「女性力・ダイバーシティ推進課長」に改める。

第7条第4項中「女性力・平和推進課男女共同参画班長」を「女性力・ダイバーシティ推進課人権・男女共同参画班長」に改める。

第9条中「子ども生活福祉部女性力・平和推進課」を「こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課」に改める。

別表第1中「環境部長」を「環境部長
生活福祉部長」に、「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

別表第2中「子ども生活福祉部福祉政策課長」を「生活福祉部福祉政策課長
こども未来部こども若者政策課長」に、「保健医療部
保健医療総務課長」を「保健医療介護部保健医療総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第27号

沖縄県教育委員会教育長訓令第9号

庁 内 一 般
教 育 庁

沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満

沖縄県食育推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食育推進本部設置規程（平成18年沖縄県訓令第72号・沖縄県教育委員会教育長訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同条第3項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同項第2号中「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「子ども生活福祉部長」を「生活福祉部長」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2) こども未来部長

第6条第4項中「保健医療部保健衛生統括監」を「保健医療介護部医療介護統括監」に改め、同条第5項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「保健医療部衛生薬務課長」を「保健医療介護部薬務生活衛生課長」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「子ども生活福祉部」を「子ども未来部」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 生活福祉部生活安全安心課長

第7条中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第28号

沖縄県教育委員会教育長訓令第10号

庁 内 一 般
教 育 庁

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖縄県教育委員会教育長 半 嶺 満

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県食品の安全安心推進本部設置規程（平成20年沖縄県訓令第40号・沖縄県教育委員会教育長訓令第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同条第3項中「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第6条第4項中「保健医療部保健衛生統括監」を「保健医療介護部保健衛生統括監」に改め、同条第5項中「保健医療部衛生薬務課長」を「保健医療介護部薬務生活衛生課長」に改める。

第8条中「保健医療部衛生薬務課」を「保健医療介護部薬務生活衛生課」に改める。

別表第1中「子ども生活福祉部長」を「生活福祉部長」に改める。

別表第2中「子ども生活福祉部消費・くらし安全課長」を「生活福祉部生活安全安心課長」に、「保健医療部健康長寿課長」を「保健医療介護部健康長寿課長」に、「商工労働部マーケティング戦略推進課長」を「商工労働部グローバルマーケット戦略課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第29号

出 納 事 務 局

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県出納事務局決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県出納事務局決裁規程（昭和56年沖縄県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「班長」を「班長等」に改め、同条第1項中「班長が専決することができる事項」を「審査指導監及び班長が専決することができる共通の事項」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「会計課の班長が専決することができる事項は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）」を「会計課の班長及び同課審査班の主幹が専決することができる共通の事項は、財務規則」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、審査指導監が専決することができる事項は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号。以下「財務規則」という。）の規定に基づく次に掲げる経費の支出負担行為の確認及び支出の審査に関する事項とする。

- (1) 食糧費（1件100万円未満のものを除く。）
- (2) 工事請負費（1件500万円以上5,000万円未満のものに限る。）
- (3) 公有財産購入費（1件100万円以上1,000万円未満のものに限る。）
- (4) 補填及び賠償金（1件500万円未満のものに限る。）
- (5) 投資及び出資金（1件100万円未満のものに限る。）
- (6) 寄付金（1件500万円未満のものに限る。）
- (7) 繰出金
- (8) その他の経費（次項第1号に掲げる経費を除く。）で1件100万円以上500万円未満のもの第9条の表第2条第3号の項の次に次のように加える。

第2条第4号	別表第2の2に掲げる職にある者	別表第2の2に掲げる職にある者並びに審査指導監
--------	-----------------	-------------------------

別表第1会計課の項第4号中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第4項の規定に基づく歳入の徴収又は収納の事務」を「自治法第243条の2第8項の規定に基づく公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

新型インフルエンザ等対策本部事項

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長
 沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱（平成27年沖縄県新型インフルエンザ等対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号及び7号を次のように改める。

- (6) 生活福祉部
- (7) こども未来部

第5条第1項中第20号を第21号とし、8号から19号までを1号ずつ繰り下げ、7号の次に次の1号を加える。

- (8) 保健医療介護部

別表第1統括情報部の項中「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に、「感染対策統括監」を「保健衛生統括監」に改め、同表中

子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監	を
保健医療部	保健医療部長	医療企画統括監	

生活福祉部	生活福祉部長	生活福祉統括監	に改める。
こども未来部	こども未来部長	こども未来統括監	
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健衛生統括監	

別表第2 総括情報部の項中

<p>総括情報班 班長 感染症総務課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議の開催に関する事。 3 政府対策本部等との連絡調整に関する事。 4 地方本部との連絡調整に関する事。 5 各部の分掌事務の調整に関する事。 6 対策本部の庶務に関する事。 7 行動計画の見直しに関する事。 8 市町村への助言及び応援に関する事（ワクチン接種体制の構築に係ることを除く。）。 9 新型インフルエンザ等に係る情報提供及び記者発表に関する事。 10 県民等のコールセンター設置に関する事（ワクチン接種に係ることを除く。）。 11 広域応援要請に関する事。 12 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。
<p>感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療関係者に対する医療の実施に関する要請等に関する事。 2 特定物資の確保に関する事。 3 臨時の医療施設の設置に関する事。 4 感染症指定医療機関等の支援に関する事。 5 新型インフルエンザ等の患者に係る搬送及び療養の管理等に関する事。
<p>ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ワクチン接種体制の構築に係る市町村に対する助言及び応援に関する事。 2 ワクチン接種に係る県民等のコールセンター設置に関する事。 3 医療関係者に対する特定接種の実施に関する要請等に関する事。 4 法第69条第3項の規定による市町村が支弁する費用の負担に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因調査に関する事。 6 法第46条第5項の規定による市町村が実施する予防接種への協力に関する事。 7 新型インフルエンザ等の検査の実施に関する事。

を

<p>総括情報班 班長 感染症対策課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 本部会議の開催に関する事。 3 政府対策本部等との連絡調整に関する事。 4 地方本部との連絡調整に関する事。 5 各部の分掌事務の調整に関する事。 6 対策本部の庶務に関する事。 7 行動計画の見直しに関する事。 8 市町村への助言及び応援に関する事。 9 新型インフルエンザ等に係る情報提供及び記者発表に関する事。
-----------------------------	--

	10 県民等のコールセンター設置に関する事 11 広域応援要請に関する事 12 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事 13 医療関係者に対する医療の実施に関する要請等に関する事 14 特定物資の確保に関する事 15 臨時の医療施設の設置に関する事 16 感染症指定医療機関等の支援に関する事 17 新型インフルエンザ等の患者に係る搬送及び療養の管理等に関する事 18 医療関係者に対する特定接種の実施に関する要請等に関する事 19 新型インフルエンザ等の発生状況、動向及び原因調査に関する事 20 新型インフルエンザ等の検査の実施に関する事	に改
--	--	----

め、同表知事公室部の項中

特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	を
--------------------	-------------------	---

特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に改
平和・地域外交推進班 班長 平和・地域外交推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

め、同表総務部の項中「第40条」を「第26条の4」に、「第42条」を「第26条の8」に改め、同表中

子ども生活福祉部	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事 3 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する事 4 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事	を
	保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する事。	
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 所管の社会福祉施設、介護保険施設等の感染予防及びまん延防止に関する事 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事	
	青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する事。	
	子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	1 保育所、児童館等の感染予防及びまん延防止に関する事 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事 3 県内感染期の保育の実施の検討に関する事	
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	1 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する事 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事	

	消費・くらし安全班 班長 消費・くらし安全課長	1 特定物資（食品等生活関連物資）の売渡しの要請等に関する こと。 2 生活関連物資等の価格の安定等に関すること。	
	女性力・平和推進班 班長 女性力・平和推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
生活福祉部	生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。 3 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する こと。 4 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する こと。	に改
	保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関すること。	
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	1 所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関する こと。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する こと。	
	生活安全安心班 班長 生活安全安心課長	1 特定物資（食品等生活関連物資）の売渡しの要請等に関する こと。 2 生活関連物資等の価格の安定等に関すること。	
こども未来部	こども若者政策班 班長 こども若者政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関すること。	
	こども家庭班 班長 こども家庭課長	所管の社会福祉施設の感染予防及びまん延防止に関すること。	
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	1 保育所、児童館等の感染予防及びまん延防止に関する こと。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する こと。 3 県内感染期の保育の実施の検討に関すること。	
	女性力・ダイバーシティ推進班 班長 女性力・ダイバーシティ推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	
め、同表保健医療部の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に、			
	感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長	医療機関の施設及び設備の整備に関すること。	
	ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長	1 抗インフルエンザ等ウイルス薬の備蓄及び保管に関する こと。 2 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関すること。	
	衛生薬務班 班長 衛生薬務課長	1 興行場及び旅館業に対する指導に関すること。 2 埋葬及び火葬の特例等に関すること。 3 水道事業の事業継続支援に関すること。 4 食鳥処理施設における鳥インフルエンザの発生状況、動 向及び原因調査に関すること。 5 指定地方公共機関（医薬品等製造販売業及び医薬品等販 売業関係）の事業継続支援に関すること。 6 抗インフルエンザ等ウイルス薬、医薬品、医療機器又は 衛生材料の流通調整に関すること。 7 医療資材の調達及び配分に関する応援に関すること。	を

国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に改
感染症対策班 班長 感染症対策課長	1 医療機関の施設及び設備の整備に関する事。 2 抗インフルエンザ等ウイルス薬の備蓄及び保管に関する事。 3 特定接種を受けた県職員の健康被害救済に関する事。	
薬務生活衛生班 班長 薬務生活衛生課長	1 興行場及び旅館業に対する指導に関する事。 2 埋葬及び火葬の特例等に関する事。 3 水道事業の事業継続支援に関する事。 4 食鳥処理施設における鳥インフルエンザの発生状況、動向及び原因調査に関する事。 5 指定地方公共機関（医薬品等製造販売業及び医薬品等販売業関係）の事業継続支援に関する事。 6 抗インフルエンザ等ウイルス薬、医薬品、医療機器又は衛生材料の流通調整に関する事。 7 医療資材の調達及び配分に関する応援に関する事。	
国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
高齢者介護班 班長 高齢者介護課長	1 所管の社会福祉施設、介護保険施設等の感染予防及びまん延防止に関する事。 2 所管の社会福祉施設の使用の制限等に係る要請等に関する事。	
地域包括ケア推進班 班長 地域包括ケア推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
め、同表商工労働部の項中		
アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	を
マーケティング戦略推進班 班長 マーケティング戦略推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
グローバルマーケット戦略班 班長 グローバルマーケット戦略課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	に改
め、同表企業部の項中「企業局総務企画課長」を「企業局総務課長」に、		
建設班 班長 建設課長	部内各班の応援に関する事。	を
建設班 班長 建設課長	部内各班の応援に関する事。	に改
経営企画班 班長 経営企画課長	部内各班の応援に関する事。	
め、同表病院事業部の項中		
病院事業総務班	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。	

班長 病院事業総務課長	2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関する事。	を
病院事業経営班 班長 病院事業経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
病院事業企画班 班長 病院事業企画課長	県立病院における医療提供体制確保に関する事。	

総務企画班 班長 総務企画課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所属の職員のり患状況等の総括に関する事。 3 部の職員の感染予防及びまん延防止に関する事。 4 県立病院における医療提供体制確保に関する事。	に改め
経営班 班長 経営課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	
管理班 班長 管理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。	

る。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---